

令和3年 網走市議会  
総務経済委員会会議録  
令和3年3月4日(木曜日)

○日時 令和3年3月4日 午前10時10分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第13号 令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第15号 令和2年度網走市網走港整備特別会計補正予算
3. 議案第16号 令和2年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算
4. 議案第19号 令和2年度網走市水道事業会計補正予算
5. 議案第20号 令和2年度網走市簡易水道事業会計補正予算
6. 議案第21号 令和2年度網走市下水道事業会計補正予算
7. 議案第25号 網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部改正について
8. 議案第26号 北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備事業建設工事請負契約の締結について
9. 議案第27号 市道路線の廃止及び認定について
10. 種苗法の改定に反対する意見書提出についての要請(2.12.10 継続審査)
11. 日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出についての要請
12. 米の需要改善と米価下落の歯止め策を求める意見書提出についての要請

○出席委員(8名)

委員長	立崎 聡一
副委員長	松浦 敏司
委員	石垣 直樹
	小田部 照
	川原田 英世
	栗田 政男
	澤谷 淳子
	山田 庫司郎

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(5名)

金 兵 智 則
近 藤 憲 治
永 本 浩 子
古 田 純 也
村 椿 敏 章

○説明者

副市長	川田 昌弘
企画総務部長	岩永 雅浩
農林水産部長	川合 正人
観光商工部長	田口 徹
観光商工部次長	秋葉 孝博
建設港湾部長	吉田 憲弘
水道部長	脇本 美三
企画調整課長	北村 幸彦
情報政策課長	高橋 剛
総務防災課長	田邊 雄三
総務防災課参事	渡辺 昭
財政課長	古田 孝仁
税務課長	高橋 勉
農林課長	佐藤 岳郎
農林課参事	中塚 威史
水産漁港課長	渡部 貴聰
観光課長	大西 広幸
観光商工部参事	高井 秀利
観光商工部参事	前田 関羽
建築課長	小原 功
都市整備課長	立花 学
都市管理課長	澁谷 一志
都市管理課参事	石井 公晶
港湾課長	梅津 義則
営業経営課長	野呂 俊広
営業経営課参事	佐々木 修司
上水道課長	柏木 弦
下水道課長	中村 昭彦

## ○事務局職員

事務局 長	武田 浩一
次 長	伊倉 直樹
総務 議事 係長	神谷 浩一
総務 議事 係	早渕 由樹

午前10時10分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案9件、要請3件、内継続審査が1件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず企画総務部関係分について、順次審査後、理事者入替えをします。

その後、観光商工部、農林水産部関係分について審査した後、理事者入替えを行います。

続いて、建設港湾部関係分について審査し、再度入替え後、水道部関係分について審査いたします。

最後に、理事者入替え後要請について審査いたします。

それでは、議案第13号令と2年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係、減収補填債、特別減収対策債、猶予特例債について、関連がありますので一括して説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案資料<sup>1</sup>の第4号、21ページを御覧いただきたいと思えます。

それでは、議案第13号令と2年度一般会計補正予算の減収補填債の発行に伴います、補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、市たばこ税、利子割交付金、法人事業税交付金及び地方消費税交付金の減収が見込まれますことから、減収補填債を発行しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、歳入予算は、市税を941万2,000円、利子割交付金を270万円、法人事業税交付金を920万円、地方消費税交付金を898万8,000円減額し、減収補填債を3,030万円追加しようとするものでございます。

続きまして、議案資料の22ページを御覧願います。

令和2年度一般会計の特別減収対策債の発行に伴います補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や使用料等が、前年度決算額より減収が見込まれる場合、その

額を限度に特別減収対策債を発行することができるようになったことを受け、対象費目の決算見込みに応じ、特別減収対策債を発行しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、この特別減収対策債は、一般財源扱いでありますので、まず、次のページの(2)の歳入の予算から御説明いたします。

特別減収対策債の発行額は2億円でございます。同額を市税等使用料で減収すると見込んでおります。

市税の個人で、現年と滞納繰越分を合わせて1億408万円の減、法人の現年、過年と、滞納繰越分を合わせて3,069万3,000円の減、固定資産税の現年と、滞納繰越分を合わせまして、3,802万7,000円の減、都市計画税の現年と滞納繰越分を合わせまして700万円の減、オホーツク流水館の使用料として2,020万円の減とし、減する額と同額の2億円を特別減収対策債として発行するものでございます。

これに伴います歳出予算の補正といたしましては、前のページにお戻りいただきまして、(1)の歳入予算の①天都山展望台・オホーツク流水館管理運営事業の財源補正として、使用料を2,020万円減額し、一般財源を同額追加するものでございます。

二つ目が、②地方債償還元金の財源補正として、都市計画税を700万円減額し、一般財源を同額追加するものでございます。

続きまして、議案資料24ページを御覧願います。

令和2年度一般会計の猶予特例債の発行に伴う、補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の徴収猶予と地方揮発油譲与税、法人事業税交付金及び地方消費税交付金に係る税の徴収猶予に伴います、交付額の減収が見込まれますことから、猶予特例債を発行しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、この猶予特例債も一般財源扱いとなりますので、まず次のページ、25ページの(2)の歳入予算から御説明いたします。

猶予特例債の発行額は6,440万円でございます。同額を市税や譲与税、交付金で減収すると見込んでおります。

内訳といたしましては、市民税の個人で現年と滞納繰越分を合わせて560万円の減、法人の現年、過年と、滞納繰越分を合わせまして2,180万7,000円の

減、固定資産税の現年と滞納繰越分を合わせて966万5,000円の減、軽自動車税の現年と滞納繰越分を合わせて70万6,000円の減、都市計画税の現年と滞納繰越分を合わせて63万2,000円の減、地方揮発油譲与税で6万円の減、法人事業税交付金で10万円の減、地方消費税交付金で2,583万円の減と、減額する額6,440万円と同額を、猶予特例債として発行するものでございます。

これに伴います歳出予算の補正といたしましては、前のページにお戻りいただきまして、(1)の歳入予算の地方債償還元金の財源補正として、都市計画税を63万2,000円減額し、一般財源を同額追加するものでございます。

説明は以上です。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** ちょっとわからない部分があるので、何点か伺いたいと思うのですが、これはそれぞれ減収分を起債するというので、1点は、この起債をするということなのですか、ほかの議案で余剰金、減額補正する部分があるではないですか。

それも多分入湯税とか使っているの、それも減るからって意味なのだと思いますが、そういった本来使おうと思っていたものが使わなかったというものがあって、余剰金とかあったらそれをこっちに使えるのかなと、起債を組まない方法はないのかなと思ったのですけれども、起債を組むことの優位性だとか、そういったことの可否なんか、そういったところをちょっとどのような状況か伺いできればと思います。

**○古田孝仁財政課長** 今回、起債を国のほうで創設していただいた、コロナの影響による減収に伴いまして、地方財政が大変苦しいだろうという中で、国のほうでも新しいメニューをつくっていただいた経緯がございます。

今後税のほうも見込みは立てておりますけれども、その部分と、この後ですね、もう3月になってしまいましたが、予算案を提出する中では、コロナの感染状況もいろいろある中で、総合的に考えた中では、やはり国のほうで用意していただいた手当てをですね、最大限活用しながら、安定的な財政運営を担保した中で、将来を迎えていくという考え方で予算のほうは編成しておりますので、実際は借りるか借りないかというのは、今回の予算とは別にその

時々状況もございますので、現時点といたしましては、借りる方向では考えておりますけれども、余剰が非常に大きくなった、もしくは市税が、予算よりも入りがよくなったという時におきましては、実際借入金を留保することも考えられますが、そういう意味では両方選択肢として持ち合わせているというような状況が一番大切ではないかということで、財政措置として考えたものでございます。

あと、それぞれ3種類の起債がございますけれども、それぞれの起債の違いといいますか、性質的なところがございますが、減収補填債というものはですね、こちらは交付税のほうで算定されている税目を対象にしております、こちらは、この起債を発行しなくても、今後3カ年間の中で、交付税制度の中で生産されていく種類のお金になります。

今回起債で発行した場合は、今年度入りますけれども、もし発行しなかった場合は、今後3年間の交付税の中において措置されていくと、3分の1ずつ入ってくるようなイメージになるようなお金でございます。

特別減収対策債のほうですが、こちらは一時的な資金手当てということであります。

ですので、単なる借金と言ったらわかりやすいかもしれませんが、こちらにつきましては、金融機関、民間から借りることになりますけれども、金融機関がお貸しいただける中で、資金、手当てをいただくというような内容になっていますので、国のほうからの今年度の財政措置はございません。

もう一つの猶予特例債でございますが、こちら税の猶予によるものでございますので、当然税は1年猶予した、次の年に入ってくるという前提になっておりますことから、借入れ期間は1年ということになっていますので、その1年後は、当然税として納められるという前提での制度、設計になっておりますので、これは短い期間の起債ということになっております。

こちら、税が入ってくるという前提というか、そういう制度でございますので、国からの財源措置はございません。

一応このような3種類の中身になっております。

**○川原田英世委員** わかりました。

それぞれの部分で理解したのですが、最後の猶予特例債だと、入ってくるという、基本的には予算の中で入ってくるというところですので、コロナの影響が長期化するとすると、これは毎

年その分、やっぱり入らなかったとなったら、毎年また年度末に起債を組んでいかなければいけなくなるということになるのでしょうか。

**○古田孝仁財政課長** 今回出されました猶予特例債、猶予自体がですね、今年の税ということでございますので、今後国のほうで、それが延長されるかどうかもあります、将来的にもしそうなっていけば、大変資金手当てだけになりますので、確実に税の徴収のほうをしていかないと、財政的には苦しいとか、影響を受けるという性質のものとして捉えております。

**○川原田英世委員** わかりました。

コロナの影響が至るところにあるのだなというふうに認識をしていますけれども、あともう1点ちょっと確認したいのが、特別減収対策債のほうで、このオホーツク流氷館の使用料の減の部分があるのですが、別の議案でもオホーツク流氷館の入館の減があつて、ここでは2,020万円となっているのですが、それぞれのすみ分けした理由、ここは2,020万円の理由とか、何かそういうのがあるのかちょっとお伺いしたいのですが。

**○古田孝仁財政課長** 特別減収対策債のほうがですね、対象が減収を、前年度決算より減収が見込まれる差額ということであるので、その辺の部分と、こちらのほうの基金のほうの部分でございますが、こちらのほうとは算定上、充てられる、充てられない中で計算して分けたものでございます。

**○川原田英世委員** わかりました。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、防災諸費、土砂災害ハザードマップ作成事業の説明を求めます。

**○渡辺昭総務防災課参事** 議案第13号令和2年度一般会計補正予算中、所管分の防災諸費、土砂災害ハザードマップ作成事業について御説明いたします。

議案資料<sup>1</sup>、資料4号26ページを御覧願います。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、土砂災害ハザードマップ作成に対し、北海道補助金地域づくり総合交付金の交付が決定したことから、財源補正を行うものです。

土砂災害ハザードマップ作成事業では、土砂災害指定に係る説明会等の開催事業費と土砂災害警戒区域指定後に係るハザードマップの作成事業費を計上していますが、地域づくり総合交付金では、警戒区

域指定前の説明会等の開催事業費が対象外となり、警戒区域指定後のハザードマップ作成並びに災害発生時の危険箇所巡視手引き等の作成に係る委託料、指定後のハザードマップのコピー代、ハザードマップの郵送料の合計154万8,000円が対象経費となります。

次に2の補正額ですが、(1)の歳出予算の財源に、道支出金70万円を追加し、(2)の歳入予算に地域づくり総合交付金を新設し、70万円を追加し、財源補正をするものです。

以上で補正の説明を終わります。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、新型コロナウイルス感染症対策事業、庁用オンライン会議環境整備事業の説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

**○田邊雄三総務防災課長** 議案資料<sup>1</sup>の27ページを御覧願います。

令和2年度一般会計一般管理費、庁用オンライン会議環境整備事業について御説明いたします。

初めに1の補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症対応の中でも、業務、事業の継続を図るため、災害防災など緊急的な会議、講座セミナーなどの開催が、オンラインまたは資料のデータ配信により対応できるよう、必要となる備品などの整備を行うものです。

また新庁舎の移転に向け、文書の電子化、ペーパーレス化への対応も併せて行えるよう活用を図るものです。

経費の主なものとしては、システム使用料では、ペーパーレス会議システムと、ZOOMライセンスの年間使用料、工事請負費は議会棟、本庁舎、西庁舎のWi-Fi整備工事費、備品購入費ではオンライン会議用として、各課で供用するタブレット4台とペーパーレス化用タブレットは、12.9インチのものを37台購入することとし、合計で932万5,000円となります。

次に、2の補正額ですが、(1)歳出予算では、庁用オンライン会議環境整備事業に932万5,000円を追加し、補正後の額を982万7,000円とするものです。

財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の国庫補助金を充てるものです。

(2) 歳入予算では、補正額全額を国庫補助金で予算措置するものです。

次に、3の繰越明許費の内訳ですが、本事業は年度内に完了が見込めないため、事業費の一部である932万5,000円を翌年度に繰り越すものです。

説明は以上となります。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** 何点か確認をしたいのですが、財源としてコロナ感染症対策ということで、国の補助を活用するという事ですから、コロナ対策として取り組んでいくということで、となると、つまりは急を要する取組であるというふうに認識をするのですけれども、導入のスケジュールをまずちょっと確認したいと思います。

**○田邊雄三総務防災課長** 議決後に早期発注をしまして、5月から6月の間で納品を受けて、7月から8月で操作の説明等を行い、9月から試験的に導入をしたいと思っておりますけれども、同時に紙媒体につきましては、1年程度、もしくはそれ以上、本格導入できるまでは併用していくというスケジュールで、今のところは考えております。

**○川原田英世委員** 9月頃までには、使用の学習も含めて、終わらせて導入、実質的な導入は9月をめどにということですが、9月になったときには、これを使用するということになるのだと思うのですが、具体的にはどういった使用を検討しているのか。

どういった活用をイメージしているのか伺います。

**○田邊雄三総務防災課長** 今回導入する端末につきましては、市側、理事者側の部長職以上、議会側では、各議員の方々や事務局というふうになっておりまして、庁用につきましては、庁内会議の資料とかをペーパーレス化していくということと、あと、議会関連の資料、議案書ほか、今皆さんのお持ちの資料を基本的にはペーパーレス化するためにデータ化をして、議会の中でも活用できるような形での運用を図っていきたいというふうに考えております。

**○川原田英世委員** 議会でも活用に向けてこれから議会サイドで、議論をいろいろしていかなければいけないのではないかなというふうに思うのですが、ペーパーレス化してデータとして受け取ると

いうことで、日頃の会議でもは一度は集まらないで行うように、庁内会議も先ほど触れていましたけれども、そのことが前提だということでもいいですか。

**○田邊雄三総務防災課長** 活用としましては、今まで紙で持っていた資料につきましてはペーパーレス化をする、また集まれないとき、コロナの感染ですとか、災害時で緊急に招集しなくてはいけないけれども、来れないと言ったときには、端末を活用してですね、オンラインで会議ができる、連絡がとれる、資料の閲覧ができるといったところに活用したいと考えております。

**○川原田英世委員** ちょっと僕は、よくわからないのが、コロナ禍で、コロナ対策として導入をしますと、コロナですから、みんなそれぞれ、だからZOOMを使ったりだとか、町の外に移動しないようにだとか、できるだけ人との接触の機会を減らそうという取組を行っている。

その中でこれを導入するという事ですから、これは導入されたら、つまりはこういった集まる機会をできるだけなくして、このシステムを活用しようということだと思うのですが、今聞いていると、集まるのは普通に集まるのだけれども、資料だけペーパーレス化するよ、集まらなくするのは何か緊急災害だとか、何かコロナで何か発生した時だというそういう受け取りなのですか、それだと、これを入れる意味は、ペーパーレス化でしかないのではないかと感じてしまうのですが、もっとフル活用するべきだと思うのですが、どのような見解なのでしょう。

**○田邊雄三総務防災課長** 例として災害とか緊急ということをお願いしましたが、今後は集まらなくてもいいような形での活用は当然考えていくところだと思っておりますので、そういう活用も含めて検討していきたいと思っております。

**○川原田英世委員** わかりました。

今が緊急なので、9月にどうなっているかわかりませんが、できるだけ早い導入と、このコロナ禍の状況は続いていますから、やっぱり活用すべきだと思いますので、その方向でしっかりと進めていただければと思います。

以上です。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので続きまして、議案第13号中、新型コロナウイルス感染症対策事業、郊外地区光回線

整備事業の説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

**○高橋剛情報政策課長** それでは、議案資料<sup>1</sup>の28ページを御覧願います。

令和2年度一般会計補正予算、郊外地区光回線整備事業の財源補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正と繰越明許費設定の理由及び内容であります。過疎地域と非過疎地域との自治体負担の差を解消するため、北海道独自の補助事業として、伝送用専用線整備事業費補助金が交付される見込みとなりましたことから、財源を国庫補助金から補正することとし、あわせて、今年度の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

補正額でございますが、歳出予算としての補正後の額は変わらず、歳入予算として、道補助金を1,731万4,000円追加し、同じく、1,731万4,000円を国庫補助金より減額するものでございます。

また、総事業費11億660万円のうち、光回線設計業務費を除く工事に係る費用、10億1,090万円につきまして、翌年度に繰り越すことといたします。

説明は以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、地域振興推進事業、地域おこし協力隊活用事業について説明を求めます。

**○北村幸彦企画調整課長** 議案資料の<sup>1</sup>、29ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、企画振興費の地域おこし協力隊活用事業につきまして、御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。地域おこし協力隊の新規隊員が計画どおりに採用できなかったため、経費の減額補正をするものであります。減額補正する内容としては、地域おこし協力隊員報酬として210万円、研修等活動旅費として60万円、隊員の募集、フォローアップ業務委託として30万円、合計300万円を減額するものでございます。

2、補正額、歳出予算は記載のとおりでございます。

財源内訳は、全額一般財源300万円となっております。

ます。

説明は以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○松浦敏司委員** 計画どおり採用できなかったという要因とございますか、多分ね、市のほうで思っていることと、協力隊に参加しようとする、そこに何らかのギャップがあるような気がするのですけれども、その辺どんなふうな要因で確保できなかったのか、その辺を伺いたいと思います。

**○北村幸彦企画調整課長** 地域おこし協力隊員の募集につきましては、委託会社のほうにお願いいたしまして、リクナビを通じて募集をしております。

応募はですね、意外とあるのですけれども、中の応募の中で、クリックをするというか、エントリーをする数はいるのですが、地域要因が該当しないもの、また履歴書等書類を送ってくださいと言って反応がないものが意外とありまして、その残ったものの書類審査の中で、適当な方がなかなかいないと、面接までやった方も数名いますけれども、採用通知を出そうと思ったけれども、その前に断られたとかですね、採用通知を出してから断られた方という方もいらっしゃいます。

そういう状況です。

地域要件でございますが、首都圏3大都市圏、北海道で言いますと札幌市のみが網走としては該当にならないという、地域条件がございまして、なかなかそういうこの地域条件をですね、見ないで応募してくる方も中にはいらっしゃる状況でございます。

**○松浦敏司委員** その辺はわかったのですが、ちょっと一つには、私がちらっと聞いた話では、住まい、住む場所がなかなかないといえますか、いい住宅といえますか、その辺も多分市のほうでこういう住宅などもありますというようなこともないと、住宅は自分で探してくださいと言っても、なかなか難しいのではないかなというふうに思うのですね。

特に来られる協力隊の人たちは、都会のほうから来るわけですから、その辺での不安なんかもあるのではないかと思うのですが、その辺は面接なんかをする中では、そういう要望というのはなかったのですか。

**○北村幸彦企画調整課長** 面接の中で、住宅の關係の不安という相談はないのですけれども、実際、今年1名、新規に採用になっている方もいらっしゃいますし、その前も採用になった方につきましては、

住宅の本人の御希望を聞いた中でですね、一緒に住宅を探して回ったりですね、現在まちづくり会社の職員につきましては、市ですね、潮見の職員住宅が空いているところがありましたので、そこに同居してもらっているような状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

いずれにしても来る方のニーズなんかもあると思うので、その辺はできるだけ添えるようなものであってほしいというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○川原田英世委員 地域おこし協力隊については、度々質問をさせていただいて、活用できている自治体と活用できていない自治体の差がどんどんどんどん開いていっているという実感を抱いています。

残念ながら網走は、後者のほうで活用できないというふうに僕は認識しているところです。

その理由はいろいろあるというのは、質問等でもやり取りがありましたけれども、やっぱり活用しているところは、町の中にしっかりと溶け込むための支援策をしていたりだとか、もちろん収入の面でも上乘せして、ある程度金額を確保するというような形も行われているというふうに思うのですが、この採用できなかったという背景には、私はそういうところもあるのだというふうに思うのですが、今現在の状況で、網走市に地域おこし協力隊として、隊員が来た場合、その方の年収はどのくらいになると把握しているのでしょうか。

○北村幸彦企画調整課長 隊員の報酬でございますが、月額が現在18万1,161円でございます。

6月と12月に手当がございます、月額の1.3倍ですね、合計現状では、年収で268万950円という形になっております。

○川原田英世委員 268万円の年収ということですが、そこで1点聞きたいのは、各地域に聞くところです、成功しているところは、その基本的な総務省からのそういったもののほかに副業という形で、例えば商工会議所に入って、そこから収入をもらうとかそういうふうにして、かなりのちゃんとした収入を得るといって、仕組みをいろいろつくっているのですけれども、となると、そういう副業という扱いになるのかどうかなのですが、そういう副業とかは認めているのか、何かルールがあるのか、その確認をします。

○北村幸彦企画調整課長 地域おこし協力隊につきましては、前年度までと、今年度ですね、制度が変わりまして、本年度から会計年度任用職員という職員の扱いになったものですから、アルバイトもですね、ちょっと時間とかの制限があるというところでございます。

昨年までは特別職という扱いでございまして、協力隊がですね、今後活動するに当たっての副業的なもの、そういうのは認めていた状況なのですが、今年度からは、時間の制限があるというところで、制限がかかっているというところでございます。

○川原田英世委員 これ以上いくと予算に関わるところに入っていきそうなので、この程度にしておきますけれども、いろいろちょっと問題ありますね。

問題課題があると思いますので、活用については来年度も進めていくのだと思いますから、十分に調査をしていただきたいというふうに思いますので、今度は予算委員会の中で議論させていただきたいと思いますので。

以上で終わります。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○石垣直樹委員 ちょっと関連して、そこまでお聞きしたいのですけれども、月額18万円で、保険料、所得税等引かれて、手取りの収入で幾らくらいになるのですか。

○北村幸彦企画調整課長 ちょっと手元に資料はないのですが、税金とですね、所得税、住民税、共済保険料とかですね、その辺を控除されて、大体でもよろしいですか。

15万円前後かなというところで、ちょっと手持ちに資料がないものですので申し訳ございませんが、その程度でございます。

○石垣直樹委員 何の魅力もない。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、基金積立金、財政調整基金積立金ほか4事業について、一括して説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは議案資料の30ページを御覧願います。

令和2年度一般会計財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和2年度に受領いたしました、各種寄附金と、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響等により、取りやめた事業などの減額補正により生じた一般財源をそれぞれ表のとおり、基金へ積み立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は基金積立金の合計で、1億4,279万3,000円を追加し、1億8,788万6,000円にしようとするものでございます。

財源は寄附金が591万8,000円、その他は減額補正により生じた一般財源となり、1億3,687万5,000円でございます。

次に31ページ、(2)歳入予算でございますが、全てが寄附金となっております、591万8,000円で、その内訳は記載のとおりとなっております。

また寄付金の件数といたしましては、個人団体合わせまして16件を受けております。

説明については以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、納税業務費、過年度還付金及び加算金についての説明を求めます。

**○古田孝仁財政課長** 議案資料<sup>1</sup>、35ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算中、賦課徴収費、過年度還付金及び加算金について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容ですが、法人及び個人の市民税と、固定資産税等において、賦課更正による還付金等が増大したため追加補正するものです。

法人市民税では、法人税割額を納付している法人による更正の請求により還付が発生することが見込まれること。

個人市民税では、確定申告に合わせて、過年度分の扶養控除の追加、医療費控除などの減額申請の申告が行われ、還付が見込まれること。

また、固定資産税においては、償却資産の過年度分、減額修正申告が見込まれること、これらの理由により、今後発生する過年度還付金及び加算金予算に不足が生じることが見込まれるため、今回追加補正を行うものです。

2の補正額ですが、補正前の額が1,500万円に対しまして、300万円を追加し、補正後の額は1,800万円となります。

財源内訳は、全額一般財源です。

説明は以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、庁舎及び公共施設の管理委託等契約債務負担行為補正について説明を求めます。

**○古田孝仁財政課長** それでは議案資料の11ページを御覧願います。

令和2年度一般会計債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

3の債務負担行為の補正のうち、一般会計一番上の項目になります。

庁舎及び公共施設等の管理委託等契約についてでございますが、こちらは清掃や警備などにおきまして、令和3年度、当初4月1日より履行が必要となるため、令和2年度中からの契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間につきましては、令和3年度の1年間で、限度額を12億5,469万1,000円にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** 毎年思うことがあるのですが、1年間の管理委託契約料というのは、これだけ管理するのにお金がかかるのだなといつも思っていたのですけれども、ここで内訳を聞いても大変なことになるのかなと思いはながらなのですが、この委員会の中でなくてもいいのですけれども、何か資料で、額がちよっと大きくて、内容がわからないものですから、どういうのにどれだけかかっているというのがあればと思うのですけれども。

**○古田孝仁財政課長** 全て細かくというと、何百件ということになりますけれども、代表的なところで言いますと、庁舎の機械警備ですとか、警備に関するものと、個別に言いますと、庁舎とかそういうもの以外にも、等になっていますので、保育園とかの委託契約ですとかそういうものも含まれていますので、要は4月1日からやらないといけないものなのだけれども、1日からの予算執行契約では間に合わないというような、公共施設全般のものが含まれておりますので、というような捉え方で、10億円と

いう大きな額になりますけれども、あとコピー機のリース料ですとか、そういう事務機器なんかも含まれてきます。

そういうようなものになりますので、かなり大きい件数というか、多い件数になってございますので、それで御理解いただければと思います。

○川原田英世委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第13号中、令和2年度網走市一般会計補正予算中所管分、企画総務部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

---

○立崎聡一委員長 次に、議案第26号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備事業建設工事請負契約の締結について説明を求めます。

○高橋剛情報政策課長 それでは、議案資料<sup>2</sup>の118ページ、資料13号を御覧願います。

北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備事業建設工事請負契約の締結について御説明いたします。

契約の内容であります。現在、網走市内で整備を進めております。光回線工事につきまして、北海道内において、当市と同様に公設民営方式で整備を行います。全12自治体で組織します。北海道公設光ファイバ整備推進協議会と、工事を請け負います。東日本電信電話株式会社との間で契約締結を行うものでございます。

契約予定金額は、12自治体全体で76億4,148万円、うち網走市分は8億6,570万円となり、議会の議決に付すべき契約に関する条例に定める額に該当いたしますことから、請負契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

工事完了予定日は、令和3年3月31日としておりますが、国庫補助申請の際に、北海道及び北海道総合通信局と協議した結果、3月契約であろうと、単年度契約を行わなければならないとの原則論から、一旦今年度末で契約を締結し、3月下旬に国から本事業の繰越承認をいただいた後、工期を延長する変更契約を締結いたします。

なお、工事の概要につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りしたいと思います。

議案第26号北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備事業建設工事請負契約の締結については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため休憩いたします。

10分。

午前10時57分休憩

午前11時07分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部、農林水産部関係分の説明を求めます。

初めに、基金積立金、産業振興基金積立金（観光振興係）について説明を求めます。

なお、天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業、天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業についても関連しておりますので、併せて説明願います。

○大西広幸観光課長 議案資料<sup>1</sup>、32ページを御覧ください。

令和2年度一般会計財政調整基金費及び観光施設費、天都山展望台・オホーツク流氷館使用料の減収に伴う補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、天都山展望台、オホーツク流氷館の使用料収入が新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、当初の想定を大きく下回ることから、観光事業基金積立金の減額及び財源補正をするものでございます。

2の(1)補正額の歳出予算、①産業振興基金積立金につきましては、オホーツク流氷館使用料収入等から、管理運営費、管理運営委託経費を差し引いた残額を、観光事業基金積立金として計上しておりましたが、使用料収入等が管理運営委託経費等を下回る見込みでありますことから、産業振興基金積立金を全額減額補正するものであります。

補正前の額1,640万6,000円、補正額は使用料1,640万6,000円全額の減額、補正後の額はゼロ円となります。

次に、②天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業につきましては、オホーツク流氷館使用料収入の減額に伴いまして、財源が不足となりますことから、産業振興基金から繰入れする財源補正をするものであります。

事業費に変更はございませんが、財源の使用料収入を3,810万円減額し、減額分の3,810万円を産業振興基金から繰入れするものでございます。

33ページを御覧ください。

(2) 歳入予算につきましては、オホーツク流氷館使用料収入の入館料が、補正前の額1億368万円、補正額は5,016万円の減額、補正後の額は5,352万円、テナント使用料は、テナント使用料の減額により収入減となりますことから、434万6,000円を減額し、補正前の額600万5,000円、補正額は434万6,000円の減額、補正後の額は165万9,000円となります。

産業振興基金繰入金につきましては、オホーツク流氷館使用料収入減により、財源補正財源不足分の、3,810万円を繰入れし、補正前の額363万円、補正額は3,810万円、補正後の額は4,173万円となります。

3のその他ですが、オホーツク流氷館使用料につきましては、7,470万6,000円の減収が見込まれておりますが、そのうち2,020万円につきましては、別途令和2年度一般会計、特別減収対策債発行に伴う補正予算についてとして、上程させていただいております。

以上で説明終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 予定していた額、補正前の額から見ると、7,400万円ということで、7割以上減だったと、入館料としての収入が減だったということでの補正ということですが、これはコロナ禍なので仕方ないのですけれども、これからリニューアルをしようとしている中で、コロナ禍の影響も続きそうなので、今後の計画にも大きく影響を、これは与えていくのだろうかと思うのですが、そこで、本来基金に積むべきだったものが基金に積みなくて、さらに基金から繰入れをしなければいけないという状況になったということで、この基金の状況についてち

よっと、今回リニューアルする時に、その基金を使うということで積み立ててきたと思うのですけれども、そこにも影響を受けてくるのだと思うのですが、基金の状況はどのような状況になっているのでしょうか。

○大西広幸観光課長 産業振興基金につきましては、令和元年度末においてですね、約1億6,000万円の残額がございました。

それで、令和2年度につきましては、基本計画策定業務で600万円、先日補正させていただきました動画撮影業務で363万円、今回の3,810万円の基金の繰入れをしまして、今現在で予定している令和2年度末の残高につきましては、1億1,000万円程度というふうに算定しております。

○川原田英世委員 わかりました。

それで、この額というのは今、本来あるべき計画との差というのは幾らくらいになるのでしょうか。

○大西広幸観光課長 当初、リニューアルにかかる費用につきましては、1億2,000万円程度というふうに考えておりましたので、今現在の決算見込みでは、1,000万円ほど足りない状況になりますが、管理運営委託料につきましては、上限を9,000万円として計上させていただいた予算でございますが、受託業者の経費節減等によりまして例年1,000万円程度、減額での決算となっておりますので、その分、基金の繰入れも減額になると思われまので、令和2年度末で1億2,000万円程度の残額にはなるかなと思っております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、続きまして議案第13号中、基金積立金、ふるさと寄附基金積立金について説明を求めます。

なお、商工業振興対策事業、おいしいまち網走PR事業、ふるさと納税に係る業務委託契約債務負担行為補正についても関連しておりますので、併せて説明願います。

○前田関羽観光商工部参事 議案資料<sup>1</sup>、34ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、ふるさと寄附基金積立金及びおいしいまち網走PR事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、ふるさと寄附金の収入額が当初予算額を上回ることから、次の経費を追加補正するものでございます。

まず、事業に係る謝礼品代、返礼品代について、報償費として2億1,000万円、事業に係る送料及びウェブサイト等の業務手数料について、役務費として1億3,600万円、ふるさと寄附金基金積立金として3億5,400万円、合計7億円であります。

2、補正額ですが、(1)歳出予算、①ふるさと寄附金基金積立金の補正額は、3億5,400万円で、財源は全て寄附金でございます。

次に、②おいしいまち網走PR事業の補正額は3億4,600万円で、財源は全て寄附金でございます。

(2)歳入予算ですが、補正前の額が13億円、今回の補正額が7億円、補正後の額が20億円となっております。

ふるさと寄附金基金積立金及びおいしいまち網走PR事業については以上でございます。

続きまして、議案資料<sup>1</sup>の11ページ、資料4号を御覧願います。

補正予算の概要の3、債務負担行為の補正、一般会計の2段目、ふるさと納税に係る業務委託契約について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託につきましては、令和3年度当初より対応が必要であることから、債務負担行為を設定し、令和2年度中に契約事務を取り進めようとするものでございます。

なお、限度額は今後見込まれる寄附金が確定しませんので、契約による金額としております。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** ふるさと納税、毎度内容を伺っていますが、このコロナ禍の状況にあっても、大幅な増額だったということで、これは大変網走市としてうれしい限りだというふうにするのですが、そこでちょっと確認したいのが毎度のことなんでしょうけれども、業務委託費の割合、業務委託費として支払っている金額は全体の何割になるのでしょうか。

**○前田関羽観光商工部参事** 委託費に関する御質問でございますけれども、経費につきまして、一番大きい割合を占めるのは返戻品でございます、これはおよそ約3割という、総務省の基準を守ったものとなっております。

それに次ぐ経費としまして、サイト手数料の約2.7億円、また送料の1.1億円というふうになってございます。

割合で申し上げますと、サイト手数料のほうが全

体の13から14%というふうになってございます。

**○川原田英世委員** それでそのサイトによって、送料がここにあるものと、送料が事業者持ちの部分と分かれて、サイトによって違いますよね、確か。

何か見ていると、年々送料の部分の割合が増えてきていると思うのですけれども、そういう認識でよかったですか。

**○前田関羽観光商工部参事** まず送料のかからない委託費に関するところでございますけれども、こちらは、サイト間で若干異なるところがございまして、サイト手数料と決済の手数料合わせて、これは13から14%ということで、おおむねポータルサイト間で大きな違いはないところでございます。

送料に関してでございますが、こちらにつきましては、年々その寄附の件数と金額がどちらも増加しているところではございますが、寄附の件数のほうがですね、パーセントで申し上げますと今年度のほうは約8割増、一方、金額のほうで申しますと、約53%の増となっております、このあたりの数字を見ますと、比較的寄附金がまとまって大きくない額が多くなっているところが特徴として挙げられるかと思っております。

したがって、寄附金の伸びに照らして、比較的多くの返戻品の発送の事務が発生しているところが関係していて、送料の割合というのが少しずつ大きくなっていくという面があるかと認識しております。

**○川原田英世委員** わかりました。

利用する方もだんだん慣れてきたという、背景も一つあって、選択肢が増えているのも合わせて、送料分のコストというのものも、ここにきているのかなという気もちょっと僕はしたものですから、確認をさせていただきました。

サイトが色々増えてきて、ユーザーが増えてきていることによって、この金額というのが本当は競争の原理で、委託サイト委託費、業務委託費が減っていかばいいのですけれども、現在そういう状況にないということで、実質的にはこの2.7億円が市外に逃げていってしまっている。

せっかく寄附いただいているのに、それが市外に逃げていっているというのは、非常に改善していく必要が今後あるのではないかなというふうにするのですが、その認識だけちょっと最後に伺いたいと思うのですが。

**○前田関羽観光商工部参事** サイト手数料につきま

しては、取り扱っていただいているポータルサイトが確かに市外ということがございますので、支払いはそちらへ発生しているというところはございます。

一方で、ポータルサイトの力によって、網走市のことを全国的に知っていただけているというプラスの面もあると考えております。

現在ですね、直接寄附を申し込むということももちろん可能なのですけれども、直接そのポータルサイトを介さずに、網走市に寄附の希望の相談が商工労働課などに、担当課のほうにあって、市のほうから寄附申込書を送付した件数というのが、実はあまり、あまりといたしますか、かなり少ない量になっておりまして、例えば平成31年度であると、全体でそういった相談から直接送付した件数は218件、今年度につきましては、これ2月の中頃までの数ですけれども、令和2年度については236件となっております。

全体の寄附件数と照らしますと、いずれも1%未満が直接御相談があつての寄附につながっていくというところが、現況ございますので、このあたりを見ますと、多くの寄附者の、全国の寄附者の方々にとりましては、やはり各ポータルサイトが寄附の入り口となっているというふうに認識しておりますので、この門というか、ポータルをですね、閉めてしまうと、今せっかくながつながりつつある寄附をいただいている方、全国にいらっしゃる方々との関係も断ち切るリスクというのも出てくるかと考えておりますので、現時点では、有効にポータルサイトを活用しながら進めていくことをしたいと考えているところでございます。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、商工業振興対策事業、あばしりオホーツク夏まつり補助金ほか3事業について、一括して説明を願います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 議案資料42ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、あばしり夏まつり補助金ほか3事業につきまして、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業執行が見込めないことから、次の事業につきまして、減額補正するもの

でございます。

初めに、①あばしりオホーツク夏まつり補助金では212万円を減額、②花火大会魅力アップ補助金では200万円を減額、③あばしり七福神まつり補助金では、204万5,000円を減額、④オホーツク屋台村補助金では、18万円を減額するものです。

次に43ページ、2、補正額、歳出予算は記載のとおり、各事業費の全額を減額するもので、4事業を合わせまして、634万5,000円の減額、財源は全て一般財源です。

説明は以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** 関連するかどうかわからないですけれども、今年屋台村がなかったということで、実は毎年屋台村が行われる前に、4条商店街の排雪が行われているのですけれども、今回中止になったことで、排雪が行われていないのですよね。

その辺の何かこう手だてとか、そういうのは全く検討とかされているのかどうか、教えてほしかったのですけれども。

**○立崎聡一委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

**○立崎聡一委員長** 再開いたします。

石垣委員の質問による答弁から。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 排雪の状況ですが、中央商店街、今振興組合のいわゆる4条通りのメイン通りですけれども、基本的には組合が、自ら実施している排雪の作業と、それから、道路管理者である市が実施している排雪の2種類の排雪が例年行われております。

恐らく、今年につきましては、今ちょっと雪がかなり降りましたがけれども、これまでそれほど雪の量が多くなかったということで、市のほうの、道路管理者が実施する排雪については、まだ行われていない状況だと認識をしております。

またそれに関連して、中央商店街振興組合自らの排雪についても、今のところ行っていないという状況だと認識をしております。

**○立崎聡一委員長** よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、新型コロナウイルス感染症対策事業、店舗等感染症

対策支援補助金について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 議案資料44ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、店舗等感染症対策支援補助金につきまして御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、国の交付金を活用し、実施しています本事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、補助申請が増加しているため必要な経費を追加補正するとともに、今後も引き続き取組が必要であることから、事業費の一部を翌年度に繰越しをするものでございます。

2、補正額、(1)歳出予算は、1,000万円の追加で補正後の額は4,000万円、財源は全て国庫補助金でございます。

(2)歳入予算は、記載のとおりでございます。

3、繰越明許費は、事業費4,000万円のうち1,400万円とし、財源は全て国庫補助金でございます。

45ページ、4、事業の概要ですが、(1)補助対象者は、市内に店舗、事務所、作業所等を有する事業者、(2)対象経費は、換気扇の設置、非接触型体温計や、パーティションの購入経費など、記載のとおりでございます。

(3)補助率は5分の4、(4)限度額は1事業者当たり20万円としております。

説明は以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○川原田英世委員** 何点が伺いたいと思いますが、補正が繰り返されて、それだけニーズが高い事業なのだというふうに認識をしているのですが、それと同時に事業者の側から、あれはだめ、これはだめと言われたとか、そういういろんな情報が出てきてまして、その基本的な認識を伺っていきたいと思うのですが、まず一つ目に聞いているのは、お客さん向けの対策はいいのだけれども、職員向けの対策はだめだと言われたというような話を聞いているのですけれども、そういった状況になっているのでしょうか。

**○秋葉孝博観光商工部次長** そのようなことはございません。

**○川原田英世委員** では、店舗で飲食店等であれば、お客さんの席の間仕切りだとかと同時に、職員も感染しないように、職員の休憩所だとか、そうい

ったところの対応も、これにはよしとしているというふうに認識しているのでしょうか。

**○秋葉孝博観光商工部次長** そのとおりの認識です。

**○川原田英世委員** まずその1点目はわかりました。

それと、対象となるコロナ対策の中身についてなのですが、各自治体、ほかの自治体でも同様の事業をやっているとして、聞こえてくるのはあの町でこの対策はよかったのだけれども、網走はだめだとか、そういった話が聞こえてくるのですけれども、何かしらの基準があるのでしょうか。

**○秋葉孝博観光商工部次長** それぞれの町でそれぞれの基準を持っているかと思いますが、今、説明をしておりましたがその事業の概要のところですね、対象経費として消耗品等はないですよということと、具体例を挙げてですね、周知をしております。

対象外としてですね、お断りしているようなケースで具体例を挙げますと、例えば椅子ですとか、テーブルのようなものを、例えばそこを入替えて、客数を少なくしたいというような、そういうお話もいただいたケースがあるのですけれども、そうした具体的なテーブルですとか椅子が直接ですね、感染症対策には大きな意味ではなと思うのですけれども、直接的に判断できないものにつきましては、お断りしているというケースがございます。

**○川原田英世委員** 確かに、椅子、テーブルと言われると、直接はというところになるのだというふうに思います。

それと同時に、いろんな新しい技術が出てきていて、それぞれの事業者が、コロナ対策に取り組んでいる、ある意味成果なのだと思うのですが、果たしてそこをどういった観点で、コロナ対策に有効か有効ではないのかと判断するのかというのは、難しいジャッジのポイントだと思うのですけれども、その基準というのはどのようになっているのでしょうか。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 今委員おっしゃるとおりですね、本当にコロナ対策になるかどうかというのはですね、実際わからないというのがありまして、例えば、要望が1番多いのはですね、空気清浄機でございます。

ただ、これにつきましてその基準が果たしてどうかというのは、私どもではやはりその判断ができ

ませんので、これは販売のメーカーによってですね、コロナ対策ではなくて、除菌ですとか、そうした機能を持ち合わせているというところで、そうしたものをうたっている製品についてはこれは認めるという形で、事前に電話をいただいてですね、その型番を含めて確認をさせていただいて、補助対象にしているというケースがございます。

また一方で、内装ですとかそうしたもので、塗装すればコロナに効くというような、今そういったものもあるのですけれども、そうしたものにつきましても、施工後含めて私どもでは判断はできませんので、その辺は、例えば部屋を割るような間仕切り工事をするですとか、換気扇のような目で見てわかるような、換気対策ができるようなものの工事については該当になりますというような、そうしたルールで取り扱っております。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

**○栗田政男委員** この事業は本当に、市民の皆さんから評判のいい事業です。

活用をされている方も多々いる。

予算が20万円ということの限度額なので、それほど大がかりなことにはできないのですが、まだまだ周知という部分では各企業さんも、とかくこういことになると飲食店とか、そういうものが中心になっていきやすいのですが、一般の事業所等も、やはり大人数の従業員さんを抱えているところなんかは、例えば温度計の設定だとか、自動の消毒液の購入等、まだまだ全域に行き渡っていないかなと思うのですが、その辺の認識はどうでしょうか。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 周知につきましては、感染症の拡大の報道等の影響も見てですね、事業者さんの皆さんの申込みが今増えているという状況で、現在1月末の状況ですが、事業者としては209事業者。

これにつきましては、やはり事業者数から比べるとまだ足りないのかなというのは認識はございません。

一方その内訳なのですけれども、飲食サービスで48事業者の皆様、次に多いのがサービス、これはいろいろあるのですが、美容室ですとか理容室、こうしたサービス業で44件ですね。

それから、卸売、小売で33件、製造業で15件、建設業で15件、それから農林漁業でも12件というようになっています、分野につきましては、かなり幅広い分野の方で御利用いただいているというような

認識をしております。

その都度市から発出しますチラシでも載せさせていただいておりますし、今後社交飲食応援のお食事券の事業も始まりますので、そうした事業者への通知も合わせてですね、周知に努めてまいりたいと考えております。

**○栗田政男委員** できるならばやはり周知徹底をしっかりして、こういうときですから、市全体で事業所を含めて取り組んでもらいたいと思うのですが、どうもコロナというのがなお長期戦の様相を呈しているような気がしますので、特に飲食に関しては、北海道の宣言は多分日曜日で解除になった時には、やはり今度はある一定の制限がかかって、人数も制限したり、言動も制限したりということで、飲食業などを活用しなければいけないと。

それもいつまでも活用しないわけにはいかないですし、やはり観光産業の大事な目玉でもありますし、そういう中ではお店の環境、そういうコロナ対策の環境が非常に大事なですね。

それに対応してないと、逆に入りづらいというような状況も生まれつつあります。

私たちがほかの地域に今移動していないのでよくわからないのですが、報道等を見ていると、やはり各居酒屋さんかなり多額の費用をかけて改修して、それに対応しているという現状がありますけれども、そういう飲食店、特に食べ物と、どうしてもマスクを外して食べなければいけない、お酒も飲まなければいけないという環境の中で、原課としてはその辺の対応を今後どういうふうに考えているのかを教えていただければと思います。

**○秋葉孝博観光商工部次長** 引き続き感染対策につきましては、事業者の皆さんもそうですし、私たち市民一人一人も、引き続き取組が必要だと認識をしております。

3月中旬から下旬に向けてですね、飲食店など先に上程、議決いただいた事業、お食事券の事業も取り組みを始めてまいりますので、改めて感染対策、取り組んでいただきまして、事業を実施してまいりたいと考えております。

今のところ、はっきりまだしていないのですが、3月8日以降黙食というようなことを、北海道のほうで求めたいというふうなことがありますので、あわせてそうした情報につきましても、周知をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

**○栗田政男委員** 今後、やはりそういうことを対策

というのか、市民の皆さんもかなり理解をしていただいて、気をつけながら利用されるような形になってくると思います。

そういう意味からもこの事業、本当に少額ではあるのでしょうかけれども、その事業主体、1事業の事業としては、意味のあるものだと思っていますし、そういうことを含めて、今後、コロナと何とかつき合いながら、経済の復活ということが必要なので、そういうことも含めて、原課の作業なかなか大変な部分も多いと思いますけれども、頑張っていていただきたいと思っています。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして新型コロナウイルス営業継続支援事業、路線バス維持支援事業について説明を求めます。

○秋葉孝博観光商工部次長 議案資料46ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、路線バス維持支援事業につきまして、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、国の交付金を活用し、感染症の影響を受けている市内バス事業者を支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

支援路線は既存の補助対象路線で、常呂線をはじめ記載の6路線で、主に運賃収入の減少に伴い補助金を追加するものでございます。

常呂線で300万円、小清水線で300万円、女満別空港線で450万円、東京農大線で900万円、呼人線で300万円、西山通り線で150万円、以上の6路線で、計2,400万円を追加するものでございます。

2、補正額（1）歳出予算は、2,400万円の追加で、財源は全て国庫補助金でございます。

（2）歳入予算は、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 1点確認ですが、主に減収分ということですが、実際にどれだけ減収が発生していると認識しているのか伺います。

○秋葉孝博観光商工部次長 今回支援するのは、既存の補助メニュー、当初予算で毎年載っている他市町村とを結ぶような路線ですとか、そうした路線が対象で今回追加した2,400万円、それと当初予算では、事業名称でいきますと、生活交通路線維持対策

事業というのが当初予算にございます。

それから地域コミュニティ交通対策事業というのがございます。

当初予算ベースで3,481万1,000円が、当初予算の計上額で今回、コロナの要因が非常に大きいということで、併せて対策として2,400万円を追加しておりますので、合わせて、補正後の額ですが、5,881万1,000円。

これにつきましては、その減収額を補填するものでございます。

主にと申し上げているのはですね、逆にその経費単価が上がっているという事例もありまして、基本的には、運賃収入が落ちているというところがメインというか、主な内容なのですが、この間、4月、5月の緊急事態宣言においてはですね、連休も出まして、そうしたことでバスがあまり動かないという状況が生まれました。

逆に言うと、常呂線とか小清水線のような距離の長いところはですね、その全体的な経費を案分して経費を求めるというルールがこのバス事業にありますので、結果としてそちらのほうに経費が上がったということも生まれていますので、説明としては、主なという説明をつけさせていただいたところでは。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、観光イベント開催支援事業、網走市オホーツク流氷まつり補助金ほか5事業について一括して説明を求めます。

○大西広幸観光課長 議案資料<sup>1</sup>、47ページを御覧ください。

令和2年度一般会計観光振興費の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業の執行が見込めないことから、次の経費を減額するものでございます。

①あばしりオホーツク流氷まつり補助金は790万円の減額、②さんご草まつり補助金につきましては、54万円を減額するものであります。

③国内観光キャンペーン事業につきましては、キャンペーン等の中止に伴いまして、旅費16万7,000円、需用費8万9,000円を減額するものであります。

④オホーツク網走マラソン開催負担金につきましては、通常のマラソン大会を中止しまして、on the webとして開催したことにより、事業費の縮減に伴いまして、負担930万円を減額するものでございます。

⑤友好都市マラソン交流・PR事業につきましては、天童市で開催されるラ・フランスマラソンでの交流事業を予定しておりましたが、マラソン大会中止に伴いまして、交流事業も中止となりましたことから、旅費24万6,000円、需用費20万円、役務費8,000円、補助金15万円を減額するものであります。

48ページを御覧ください。

⑥オホーツクシートゥサミット開催事業につきましては、イベントの中止に伴いまして、一部PR経費を除きました、負担金補助及び交付金135万円を減額するものでございます。

2、補正額、(1)歳入予算につきましては、①あばしりオホーツク流氷まつり補助金790万円、②さんご草まつり補助金54万円につきましては、財源は全て入湯税となっております、事業費全額の減額となります。

2事業ともに、補正後の額はゼロ円となります。

③国内観光キャンペーンにつきましては、補正前の額71万5,000円、補正額25万6,000円の減額、補正後の額は45万9,000円となりまして、減額する財源は全額入湯税となっております。

49ページを御覧ください。

④オホーツク網走マラソン開催負担金は、補正前の額1,230万円、補正額は930万円の減額で補正後の額は300万円となります。

減額する財源は全額一般財源となります。

⑤友好都市マラソン交流・PR事業につきましては、補正前の額60万4,000円、財源は全て一般財源で事業費全額の減額となりまして、補正後の額はゼロ円となります。

⑥オホーツクシートゥサミット開催事業は、補正前の額300万円、補正額は135万円の減額で、補正後の額は165万円となります。

財源は国庫補助金42万5,000円、一般財源92万5,000円の減額となります。

(2)歳入予算につきましては、今回減額補正いたしました事業の財源となっております、入湯税につきましては、補正前の額1,768万6,000円、補正額869万6,000円の減額、補正後の額は899万円となっ

ております。

下段の地方創生推進交付金につきましては、補正前の額250万円、補正額42万5,000円の減額、補正後の額は207万5,000円となっております。

以上で説明終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 イベントが中止されて減額補正だと思うのですが、オホーツクシートゥサミットに関しましては165万円残っておりますが、これはどのような使い道となっているのでしょうか。

○大西広幸観光課長 オホーツクシートゥサミットにつきましては、中止を決定しましたのが4月中旬となっております、それまでにPRに伴いますポスターですとか、チラシなどの作成ももう済んでおりましたので、その辺の経費がもう既にかかっておりましたので、この分の事業費として残っているものでございます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○松浦敏司委員 確認なのですが、補正額の歳入予算ということで、①から③まで、財源について入湯税とこういうふうになっているのですが、この辺の関わりと伺いますか、なぜ入湯税というふうになっているのか伺います。

○川田昌弘副市長 財源の入湯税の関係なのですが、入湯税というのは目的税ということで、用途については例えば生活環境、ごみの関係だとか、観光振興に充てるというそういった目的税です。

入湯税総額については観光振興費に網走市としては充ててはいるのですが、今回、入湯税が決算見込みで減ると言ったときに、ではどこに、入湯税というのは観光振興一般的に充てているのですが、どこの事業に充てるかというのは、この補正予算を組む段階で、明示しなければならないということで、便宜上と言ったらなんですけれども、ここにこういう理由で充てているということではなくて、総額収入見込みが減ったわけですから、そこに対してどこで落とすかという、予算編成上のことということで御理解をいただければと思います。

○松浦敏司委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、新型コロナウイルス観光需要喚起対策事業、宿泊需要回復促進事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料<sup>1</sup>の50ページを御覧願います。

令和2年度一般会計観光振興費、宿泊需要回復促進事業の補正予算及び繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内宿泊施設が造成する長期滞在型プランの宿泊代金の一部を助成することで、新型コロナウイルス感染症により激減している宿泊需要の回復を図るための経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、宿泊助成や広告掲載などの業務委託料として、2,030万円を計上するものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものであります。

次に、補正額の歳出予算は、補正前の額1,150万円、補正額2,030万円、補正後の額3,480万円で、財源は全額国庫補助金2,030万円でございます。

歳入予算につきましては、こちらのとおりとなっております。

繰越明許費の内訳につきましても、記載のとおりとなっております。

続いて、51ページを御覧願います。

事業の概要についてですが、実施期間は4月19日から12月31日までを予定しておりまして、事業内容は6泊以上の長期滞在者の宿泊代金の5割、1日の上限2,000円までを助成いたします。

対象数は1万人泊、事業費は事務費を含めて2,030万円です。

事業費の内訳は助成原資2,000万円、事務費30万円、合計2,030万円です。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 何点か伺います。

まず、長期滞在に限定した理由を伺いたいのですが。

○立崎聡一委員長 もう一度お願いします。

○川原田英世委員 長期滞在に限定した理由を伺いたいのですが。

○高井秀利観光商工部参事 宿泊助成につきましては、1月の臨時会で個人の宿泊助成についても実施

するというので、補正予算を組んでいただきました。

今回、長期滞在というのは、今の観光のスタイルとして、長期滞在によってワーケーションですとか、テレワークというものの利用が促進できるということを考えまして、長期滞在というものを今回、補正予算を上程させていただきました。

○川原田英世委員 もくろみとしてよく理解できます。

1,000人泊分ですけれども、長期滞在なので人数でいくと、少し限られた想定になるのかなと思うのですけれども、このスキームというのは、予約サイトを通してなのかどういった形の流れを、前回のをそのまま引き継ぐ形なのか、ちょっと流れを伺いたいのですが。

○高井秀利観光商工部参事 今回の長期滞在の助成へのスキームでありますけれども、観光協会に委託をいたしますけれども、観光協会のほうで参加する宿泊施設を募集いただきまして、その参加していただく宿泊施設が、独自で宿泊商品を販売していただく。

その告知については、観光協会も一緒にお手伝いして周知を図っていくという形でやっていこうと思っております。

そこで2,000円を値引いた商品を販売されますので、後ほど市のほうからその2,000円をお支払いすりという形になります。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

宿泊代金（食事代を除く）と、この食事代を除くというところがちょっと気になったのですけれども、これは何かしらの理由があるのでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 飲食代を入れてしまいますと、宿泊代金が上がってしまうということもあるのですけれども、安い料金で網走に泊まれるというのをまず見せたいということが一つあります。

それと、今年の7月から12月までやった長期滞在のアンケートによりますと、長期滞在された方は市内で飲食をされるという結果が出ておりますので、そういった波及効果もありますので、除くというふうにさせていただきました。

○川原田英世委員 そうなのだろうと思って伺ったのですが、となるとですね、僕としては、それを減額してしまうよりも、2,000円分の食事券を提供したほうがいいのではないかと、効果的なのではないかと思うのですけれども、考えを伺います。

**○高井秀利観光商工部参事** お食事券ということもありますけれども、宿泊される方が使われる経費と言いますか、内容を確認しましたところ、お土産を買ったりだとかということもありますので、食事に限定したクーポンというのが適切かどうかということもありますので、まずは現金として値引きをして、宿泊された方が使いたいことに使うということにしようというふうに考えたところでございます。

**○川原田英世委員** やっぱりその2,000円をそのまま引いてしまうだけというのはもったいないのですよね。

今言った理由であれば、商品券でいいと思うのですけれども、いかがですか。

**○高井秀利観光商工部参事** 商品券で2,000円分というのが利用者に遡及できるかどうかということも判断して、今回2,000円の現金でということで、今回事業を進めたところでございます。

**○川原田英世委員** G o T o トラベルの35%減額で、15%商品券にしたということも同じ議論だったのですよね、聞いているとですね。

やっぱり地元への経済波及効果を考えると、引くよりもプラスになるインセンティブを提供したほうがいいのは明確だと思うのですよね。

今の予定では、来年度はオリンピックもありますし、いろんな意味で脱コロナの後の世界を、爆発的に経済を活性化させないといけない状況にあることは、共通認識だと思っているのです。

となるとやっぱり、そのまま引いて、僕は引かなくても、ある程度コロナの終わった世界を考えたら、長期滞在さんは来てくれると思うのですよ。

それでいくと、やっぱり景気を底上げしようと思うと、商品券だとか食事券とかのほうがずっといいと、今の答弁聞いていても思うのですけれども、いかがなのでしょう。

**○高井秀利観光商工部参事** 直接お客様に2,000円を払うわけではなく、2,000円を引いて安い商品を作っていただいて、それを販売することで、網走市に誘客を図るということも目的としてありますので、そういう見せ方で、網走だとものごく安い宿泊の長期滞在ができるのだという見せ方をするのが一つの戦略ではないかというふうに思っております。

**○川原田英世委員** その考えもわかるのですけれども、せっかくだったら、より地域に経済効果があるほうがいいと思って聞いているのですが、ちなみに

その議論になったのでちょっと1点伺いたいのですが、対象数でいくと1週間泊まったとしたら、1,000人ちょっとは対象になるのかなと思うのですが、例年でいくと、直近で長期滞在市内にしている方は何人ぐらいいるのでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** 直近と言いますか、今回の7月から12月まで実施した昨年のですね、7月から12月まで実施した長期滞在の対象者数が、約1万3,200人泊で、実際に使われた方が954名という形になっております。

**○川原田英世委員** コロナになってからの、前回の長期滞在中のやったときの結果ですね。

それ以外のコロナ前の数字というものはあるのでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** コロナ前に長期滞在というような助成も実施しておりませんでしたので、そういった集計をとっておりません。

**○川原田英世委員** 集計がないということであれなのですけれども、コロナ対策ということで前回の助成をしたときには、それだけインパクトがあったよという成果だと思います。

この事業の目的は、地域経済、観光業を救おうということから発するものと、新たに網走に来る人を促そうということが目的だということでもいいのですよね。

その確認です。

**○高井秀利観光商工部参事** 委員おっしゃるとおり、新たなお客様の誘客と、宿泊施設の宿泊者数の底支えをする事業だというふうに考えております。

**○川原田英世委員** それで、もう1点確認なのですが、これはG o T o トラベルとの併用は可能ということなのでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** G o T o トラベルとの併用は想定しておりません。

**○川原田英世委員** ということは、G o T o トラベルを利用する方はこれを受けられないのですよね。

そういうことでもいいのでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** G o T o トラベルで長期滞在ということがあまり想定されないということがありますけれども、まず長期滞在中で安い商品を作っていただくということが前提ですので、G o T o トラベルの対象になってしまうと、支払いがゼロとかということも出てきてしまう可能性もありますので、今回は長期滞在中で半額の上限で2,000円までというふうに設置させていただきました。

○川原田英世委員 ゼロならゼロでいいのだと思う  
のですね。

札幌市の夏割りとか、冬割りとかやりましたけれども、あれはゼロ円というか、6,000円から対象で5,000円を割り引いて、さらに2,000円の商品券が当たるというのをやっていたけれども、かなり好評でしたけれども、つまり実質1,000円得するのですよね。

札幌に泊まるとね。

そういうふうな制度もあって、僕はそれはそれでいいのだと思います。

それで活性化されるのであれば。

併用できないということもちょっとよくわかりませんし、目的としてあるのであれば、そのさっき言った目的であればそういった市内経済を回すという視点を取り入れた、商品券とかそういうほうがいいと思うのですよ。

いかがですか。

○高井秀利観光商工部参事 G o T o トラベルの併用につきましては、1月の補正でお願いいたしました、O T A を使ったところでG o T o トラベルの適用もするというので、併用可能にするということで、G o T o トラベルを使った事業も当然やりますし、今回の長期滞在に関しては、G o T o トラベルの併用は想定していないというところであります。

○川原田英世委員 それで結局魅力を上げることが、目的の達成が、少しインパクトが弱くなると思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 昨年実施した7月から12月までの長期滞在も、G o T o は併用しておりません。

それで1万3,000人泊ということで、お泊まりいただきましたけれども、今回は10,000人泊ということで、G o T o 無しでも、この程度の方に利用いただけるのではないかと想定をしております。

○川原田英世委員 G o T o なしでもある程度の方にお泊まりいただける、つまり値段ではないということですよ。

だから、安い商品を今作ろうとしているのに、値段ではないと答えているのですよ。

つじつまが合わないと思うのですけれども、いかがですか。

○立崎聡一委員長 休憩しますか。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

川原田委員の質疑に対する答弁から。

○田口徹観光商工部長 今回の長期滞在の商品なのですけれども、先ほどG o T o トラベルは対象にしないというお話をさせていただいたのですが、6泊以上するというのであれば、まとまった金額にもなるということもありまして、G o T o は使えますので、ホテルが登録していれば、G o T o は対象の商品にしたいというふうに考えております。

訂正させていただきたいと思います。

それと、今回長期滞在の商品につきましては、ホテルと観光協会がある程度話をしまして、ホテルの価格から先に半額、最大2,000円を引いた価格を商品として出すという形で考えておりますので、別途クーポンで引くとか、クーポンを使って地域経済を波及させるとか、そうではなくて、宿泊助成的な意味合いを持った商品になるということで、御理解いただければというふうに思います。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

○川原田英世委員 わかったようで、ちょっとなかなか難しいのですね。

もう事前に宿泊商品を検討されている段階にあるということだと思うのですが、つまり素泊まりではないとダメなのですね、これね。

素泊まりで1週間以上滞在で、そうなるが一番安くなると、素泊まりで1日、上限2,000円となるとすると、4,000円のプランがあったとしますと。

6日間泊まるので、合計2万4,000円なのですが、その2万4,000円がG o T o の対象になるのではなくて、あらかじめもう既に2,000円引いてしまうから、1万2,000円分がG o T o の対象になるということで理解していいのでしょうか。

○田口徹観光商工部長 今川原田委員のおっしゃったとおりで、最初から引いた価格を商品として出しますので、1万2,000円という形になります。

○川原田英世委員 わかりました。

そうなる、その国のほうのG o T o のほうでは、商品券も入れて半額なので、6,000円が対象になるということなのですね。

先ほど事業の目的の部分でちょっと触れていましたが、長期滞在の新規でやっぱり網走に来てもらう人を、まずは目標なのだという答弁もあって、同じ感覚です、同じ認識です。

やっぱり新しく今まで来たことない人だとか、網走の観光の顧客になってもらってですね、そういった取組は重要だと思っています。

ただ、やっぱり引かかるのは、前回連泊の事業をやったときに利用している方は、結果的に一時ちょっと中間報告でいただいたときは、観光客ではなかった、観光客もいたのでしょうかけれども、観光客の割合少なかったような答弁をいただいたと思うのですが、前回の連泊の時の商品の成果というのはどうなっていますでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** 昨年7月から12月に実施した長期滞在のアンケート結果でありますけれども、一番多いのがやはり仕事という回答が一番多くて500人程度、それと観光という方が350名程度回答をいただいております。

**○川原田英世委員** 先ほどのだと仕事、要するにそれは何ていうのかな、コロナによって、会社に通わなくても自宅で仕事ができる人が網走で休暇を楽しみながらワーケーションする、目的の一つに入っていました。

そういった意味での仕事なのでしょうかね。

それとも、公共事業なり何なり、そういった仕事で、毎年のように来られている方たちがいますけれども、そういった方たちなのでしょうか。

どういう認識でしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** 本年度実施したアンケート結果、アンケート調査の中ではこういった滞在中かというその仕事の中でもその仕事の種類とかということまで踏み込んでいないので、仕事でいらっしゃった方がある程度いるところまでは把握しております。

それがワーケーションなのか出張なのかというのは、そこまでの把握は今のところしておりません。

ただ回数としては、今回が初めてという方が一番多いパーセンテージで、今回のキャンペーンを利用する前に網走来たことがありますかという、アンケート調査では一番多いのが今回初めてという結果は出ております。

**○川原田英世委員** どういった中身はわからないけれども、今回初めて網走来ましたよと。

長期滞在している方ですよということで、ある程度の効果はあったのかなというふうな認識もできますけれども、ちょっと状況がまだ、俗に言うエビデンスがまだちょっと少ないのかなという気が知るところです。

もう一度、これ、一番初めの問いに戻りますけれども、GoToは併用できるということで、さらに割引感、インパクトは大きくなったと思います。

なので、利用する人のニーズにとっても、前回よりもさらに格安で網走到泊まれるのだ、長期滞在できるのだというメッセージ性は大きくなったと思うのですが、やっぱりせっかくだったら、地域経済のことを考えて、地域で使うように商品券の2,000円、そもそもしたほうがいいのではないのという、その部分の考えも私は変わらないのですけれども、どうでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** 地域クーポンというお話でございますけれども、この度の事業につきましては、宿泊需要の回復ということがまずメインの目的でありますので、その宿泊需要を回復する際に、こういった手法がというところを、観光協会、宿泊施設の方とお話をさせていただきました。

その際に、宿泊需要の回復であるので、クーポンの配布ではなくて、まずは2,000円を引いた安い商品を見せたいというようなお話をいただきましたので、そういったスキームで今回事業を組み立てさせていただきます。

**○川原田英世委員** 安い商品を見せたいということなのですよ。

連泊ということで、連泊の取り扱いはOTA等はありませんから、ホテルが直接消費を取り扱うということなのですよ。

となると、新規の開拓につながらない、既存でもう来ている人だとか、既存にホテルにダイレクトに予約する人と言ったら、相当この時代限られていると思うのですよね。

となると、またちょっとさっき聞いていた答弁が、あれれとなってしまうのですよね。

わかりますかね、僕の言っている意味。

**○高井秀利観光商工部参事** 先ほどの繰り返しになりますけれども、今回が初めてこのキャンペーンを使って網走来たという方が一番多かったという結果もありますので、宿泊施設の情報発信、観光協会の情報発信である程度の新規のお客様も掴めたのではないかというふうに判断しておりますので、当然OTAも考えたのですけれども、OTAでは長期滞在というようなクーポンというのが、発行するスキームがないというお話もいただきましたので、今回このような形でやるというふうに考えました。

**○川原田英世委員** ますますわからなくなってきました

した、僕には。

つまりはもう直接宿に予約をする人限定、そしてそうなるとこの事業は、宣伝というのはそれぞれの宿泊店で自由にやってくださいと、統一した宣伝はしないと、そういうことになるのですか。

**○高井秀利観光商工部参事** 当然宿泊施設のほうで、商品を販売する努力はしていただきますけれども、観光協会のホームページでもPRさせていただきまして、その状況に応じて、今回、事務費30万円と説明させていただきましたが、その中でSNS等の情報発信というのにも検討しておりますので、そういうものを使いながら、網走の印象を高めて1万人泊というふうに目標に設定したところでございます。

**○川原田英世委員** 別の議論では、OTAにあまり頼り過ぎるのはどうなのかなということもしていますから、あまり言いづらいのですが、ただ、こういった新規を獲得しようと思うときは、やっぱりOTAの活用というのは、僕は必須だと思っているのですが、それをしないで、さっき言ったツールで広報はしていくのだと。

でもそうすると、新規の方というのは限られると思いませんか。

**○高井秀利観光商工部参事** 当然新規の方を増やすということも大きな課題でありますけれども、既存の網走ファンという方もいらっしゃると思いますので、あと、東北北海道を訪問する方というのを、いろんな調査結果によってヘビーユーザーに支えられているというところがありますので、そういった方にまた来てもらうということも含めて、新規の方、リピーターの方も含めて、こういった商品を使っただけというふうに考えております。

**○川原田英世委員** 思いはわかるのです。

思いはわかるけれども、もっといいやり方あるよねと言っているのですよね。

なので今のでいくと、自分のところでも売りながら、OTAにも参画しながら、4,000円の素泊りプランを売っていただければいいのですよね。

そして2,000円分の商品券を、その宿泊先で渡せばいいだけなのですよね。

もっと簡単に、もっと効果的なことができるよということを言っているのですけれども、どうですか。

**○高井秀利観光商工部参事** そういう手法もあるかもしれませんが、観光協会と宿泊施設の方と

話をしたところ、やはりクーポン券を配るという、印刷するクーポンを使える事業者を募集する、精算するとかというそういう作業も発生しますので、そういうことを考えると、まずは宿泊需要を回復させるっていうメインの目的でいきますと、2,000円引いた商品を見せて、宿泊施設が売りやすいようにしたいのだというところがありました。

**○川原田英世委員** わかりません。

全くわかりません。

今言っていたのは準備に時間がかかるということですよ、要するにですね。

準備に時間が、いろいろと登録を各飲食店に求めたりとかして、整理しないといけないから、準備に時間がかかるから、とりあえず即効性のある、すぐできることを観光協会と一緒に考えついたのだと。

でも、飲食店のいろんな支援策で、大体そういった飲食店の情報とかそういうのは持っていますよね。

そういうのを活用できないですか。

**○高井秀利観光商工部参事** 繰り返しになりますけれども、宿泊需要回復という目的が大きなメインでありますので、そこでそのスキームをどうしたらいいかという相談をしたときに、こういう手法がいいのではないかという話で、こういった結論になったところでございます。

**○川原田英世委員** いろいろ議論してもあれなのですけれども、宿泊需要はこれで伸びますか。

この減額にして、GoToも合わせたことによって、宿泊需要は伸びるのでしょうか。

**○高井秀利観光商工部参事** 宿泊需要が伸びるといえるのか、宿泊の底支えをこの事業でしたいというふうに考えております。

1万泊をまずは確保するみたいなイメージでございます。

**○川原田英世委員** まずは、宿泊確保すると。

考えはわかったのですけれども、私はやっぱり納得いかないのですが、修正を求めたいなどは思っていますけれども、他の議員の御意見も聞いていただければと思うのですが。

どうですか。

**○立崎聡一委員長** 他に。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

午前1時26分再開

**○立崎聡一委員長** 再開いたします。

川原田委員の質疑の答弁から。

○田口徹観光商工部長 再度の繰り返しになってしまいかもしれませんけれども、今回はあくまでも旅館に対して助成することによって、価格の安価な商品で長期滞在を促すと。

それで、昨年もうたいましたけれども、1週間で約1万円強で泊まれるとか、そういう魅力あるPRもできますし、また、今回先ほど訂正させていただきましたけれども、GoToキャンペーンが使えるということで、価格のうちの15%の地域クーポンも発行する形になりますので、何とかこの形で取り組みさせていただきたいというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

他の委員の御意見ございますでしょうか。

○石垣直樹委員 答弁と質疑を聞かせていただきましたけれども、昨年同様の事業があったときに正直、6泊する方がそんなにいるのかなというのが疑問であった事業だったのですけれども、結果的に予想以上の反響があって、追加の補正もされた事業だったと思います。

そういった昨年の実績、また宿泊事業者の声をいただいている事業というところで、さらには事業実施に当たる手数料、30万円という価格というところで、私は原案に賛成するという意見を持っています。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 るる議論をさせていただいて、GoToも取り入れて実施するというところで、最安で1泊1,000円で泊まれるような、GoToと合わせると、形になるということですね。

これでいけばですね。

4,000円のプランだったらということだと思いますけれども、ということで、インパクトは大分出てきたのだというふうに思います。

ただ、私が言っていたのは、宿泊喚起と同時に、合わせ技で飲食店だとかそういった地域経済にも取り込むプラスアルファをどうなのだろうという意見を述べさせていただきました。

質疑の中では観光協会、宿泊施設からの意見は聞いているということでしたけれども、あわせてやっぱりこれから次の手をですね、さらに打っていくときには、市内全体も幅広く見渡ししながら、策を考えていってほしいなというふうに思いますので、そのことだけお願いをさせていただいてと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、新型コロナウイルス観光需要喚起対策事業、鉄道・都市間バス利用型観光客誘致促進事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料<sup>1</sup>の52ページを御覧願います。

令和2年度一般会計観光振興費、鉄道・都市間バス利用型観光客誘致促進事業の補正予算及び繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、JR北海道が販売するひがし北海道フリーパスの所有者の宿泊、都市間バスと宿泊がセットになった、パック商品への助成により、石北本線、釧網本線及び都市間バスの利用促進と、観光客の誘客促進を図るための経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、広告掲載などの販促費100万円、ひがし北海道フリーパス所有者、都市間バス利用者への助成に係る補助金100万円、合計200万円を計上するものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、補正額の歳出予算は、記載のとおりで、財源は全額国庫補助金200万円でございます。

歳入予算につきましては、記載のとおりとなっております。

繰越明許費の内訳につきましても、記載のとおりとなっております。

続いて、資料53ページを御覧願います。

事業の概要についてですが、まず初めに、①のひがし北海道フリーパス所有者への助成ですが、実施期間は令和3年4月から令和4年3月までを予定しております。事業内容はJR北海道がピーチアビエーション及びエアドゥと提携して販売する、ひがし北海道フリーパス所有者の宿泊代金の一部、1名当たり2,000円を助成いたします。

対象数は250名で、事業費は50万円です。

次に、②都市バス利用者への助成ですが、実施期間は同じく令和3年4月から令和4年3月まで予定

しており、事業内容は、旅行会社が販売するドリーミントオホーツク号を利用し、網走市内に宿泊するパック型旅行商品の代金の一部、1名当たり2,000円を助成いたします。

対象数は250名で、事業費は50万円です。

次に③の事業実施に係る広告宣伝ですが、実施時期は①、②の取組状況に応じて判断し、情報発信をいたします。

事業内容は、ひがし北海道フリーパスについては、ピーチメールマガジンの告知、ドリーミントを利用したパック商品については、SNS等のデジタルプロモーションを実施し、事業費は100万円でございます。

以上で説明を終わります。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、畑作振興対策事業、産地生産基盤パワーアップ事業補助金について説明を求めます。

**○佐藤岳郎農林課長** それでは議案資料の1冊目の、資料4号36ページを御覧いただきたいと思えます。

令和2年度一般会計農業振興費、産地生産基盤パワーアップ事業補助金の補正予算についてであります。1、補正の理由及び内容については、畑作の輪作体系の確立及び生産基盤強化に向け農業団体などが行う、農業機械の導入に対して補助するため、次の経費を追加補正するものです。

事業内容といたしましては、次の37ページの取組主体別事業内訳を、併せて御覧いただきたいと思えますけれども、国の補助事業を活用して、事業費の2分の1を上限として、今回18件に対して助成するものとなっております。

1番から6番については対象品目が豆類となっております。今後需要が見込まれる品種への転換を成果目標として、小豆の作付面積を10.2ポイント増加する計画となっております。表中にございますプランターやコンバインなど、小豆の生産に関する農業機械の導入に対して、助成を行う内容となっております。

また、7番から18番については、対象品目がバレイショとなっております。バレイショの生産基盤強化のため、抵抗性品種への転換を成果目標として、作付面積72.1ポイント増加する計画で、表中に

ございます。カルチ、プランター、ハーベスターなどバレイショの生産に関する農業機械の導入に対し助成を行うものとなっております。

以上で対象品目の合計18件、導入機械の合計が32台で総事業費2億1,700万6,900円に対し、9,863万7,000円の助成を行うものとなっております。

2の補正額につきましては、歳出、歳入ともに記載のとおり、9,863万7,000円を補正するものでありまして、財源につきましては全額道補助金であります。

施設については以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、畑作振興対策事業、農業経営基盤確立事業補助金について説明を求めます。

**○佐藤岳郎農林課長** 続いて、同じく議案資料の1冊目の、資料4号の38ページを御覧いただきたいと思えます。

令和2年度一般会計農業振興費、農業経営基盤確立事業補助金の補正予算についてであります。1の補正の理由及び内容につきましては、生産基盤の確立やさらなる発展を目的とした、意欲ある農業経営体の機械導入に対して補助するため、次の経費を追加補正するものです。

事業内容といたしましては、国の補助事業を活用し、当市の作成する人・農地プランにおいて、中心的形態として位置づけられております2件の事業主体に対し、事業費10分の3以内、1事業主体当たり300万円を上限として助成するものとなっております。1件目は株式会社岩本牧場で、バタフライモアコンディショナー1台、2件目が農事組合法人石川組合で、トラクターを導入する計画となっております。この計画の実施により付加価値額とあと経営面積が拡大して、生産基盤の発展、確立が図られるものとなっております。

この2件、合計で事業費1,806万2,000円に対し、492万6,000円の助成を行うものとなっております。2の補正額につきましては、歳出歳入ともに記載のとおり、492万6,000円を補正するものでありまして、財源につきましては全額道補助金であります。

説明については以上です。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、道営土地改良事業関係費、網走中部北地区担い手支援畑総事業分担金ほか、5地区についての説明を求めます。

なお、繰越明許費の補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、引き続きまして、議案資料の同じ1冊目の資料4号、39ページを御覧いただきたいと思っております。

令和2年度一般会計農業農村整備費、網走中部北地区担い手支援畑総事業分担金ほか5地区の補正予算について説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、道営事業で行っております各地区の事業調整、それから網走西部川向地区の明渠排水溝が国の補正予算、防災減災事業の該当となったということで、道への分担金を補正するものとなっております、6地区の合計で1,438万9,000円を補正するものであります。

また、本年度内に事業の完了が見込めないことから、事業の一部を翌年度に繰越しをするものであります。

2の補正額につきましては、歳出予算につきましては、補正前が2億9,891万2,000円、補正額1,438万9,000円、補正後の額が3億1,330万1,000円、財源内訳を記載のとおり、追加及び財源補正するもので、次の40ページになりますけれども、(2)の歳入予算につきましては、記載のとおりとなっております。

また、3の繰越明許費の内容といたしましては、翌年度繰越額1,088万円で、財源内訳は市債が1,100万円、一般財源が78万円です。

説明については以上です。

失礼いたしました。

市債が1,010万円で、一般財源が78万円でございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと確認といいますが、六つの地区の中で、減額になっているところあるいは増額になっているところ、特に平和地区であれば、飛び抜けて増額というのか補正になっているわけですが、この辺の関わりについて伺いたいと思っております。

○佐藤岳郎農林課長 この地区ごとの増減につま

してですけれども、一つがジャガイモシロシストセンチュウの影響ですとか、あとは農業者の希望も中にありますけれども、そういった事業、耕種ごとのですね、事業調整を行って、進捗の進んでないところは減らして、もっとできるところについては、増やしていくということで事業調整をしているものでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、新型コロナウイルス感染症対策事業、外国人技能実習生等出入国支援事業について説明を求めます。

○渡部貴聡水産漁港課長 それでは議案資料<sup>1</sup>の41ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、水産業総務費、外国人技能実習生等出入国支援事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、感染症により外国人技能実習生の出入国に係る経費が増大している事業者を支援するものでございます。

2の補正の額でありますけれども、歳入歳出予算としまして、外国人技能実習生等出入国支援事業としまして、420万円を追加するものでございます。

歳出歳入予算につきましては記載のとおりとなっております。

3の事業の概要なのですが、給付対象者は市内に事業所を有する事業者で、令和2年7月29日以降に出入国をした、外国人技能実習生等を受け入れている事業者が対象となります。

給付金の額は、出入国した外国人技能実習生等、1人につきまして3万円でございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 大変いい支援だというふうによつと思えます。

それでちょっとお聞きしたいのはですね、これは事業者にとこの支援のようですが、実際は入国をする際ですね、本人の負担もあるのか、それとも大体事業者が持っているのか、そういうちょっと実態は私もわからないものですから、事業者に渡すということで問題ないのかどうか、ちょっとお聞

かせいただければと。

**○渡部貴聴水産漁港課長** 経費についてなのですが、技能実習生等が出入国する場合の渡航費用、それからPCR検査等につきましては、基本的に受入事業者が持つこととなっております。

今回のこの事業ですね、検討する中におきまして、聞き取りを行いました結果、やはり新型コロナウイルスの関係で、航空機の減便により経費がかさむ、直行便がない、公共交通機関が利用できない等ですね、それから14日間のレジデンストラック等様々な場面で出費が増えていると。

そしてそれは全て受入事業者負担になっているということで、このような事業を検討させていただきました。

**○山田庫司郎委員** 確かに、本当にこのコロナの関係で、非常に渡航と言いますか、その運賃が非常に上がっていると。

こういうことも私も耳にしていまして、今、課長から言われたように、事業者に金額はちょっと別にしてですよ、3万円を一応支援するという事は、非常にいいことかなというふうにちょっと思います。

ただ、今水産の立場でちょっとお話がありますけれども、実習生は農業のほうにはいないのかどうかなのですが、水産課長に聞くのは大変申し訳ないのですが。

その辺は、今回は農業者というのは、対象にならないということでもいいのか。

**○渡部貴聴水産漁港課長** 当該事業につきまして今御指摘ありましたように、水産関係が非常に多いので当課で所管してございますけれども、当然ですね、当市につきましては今把握している中では、食肉関係、それから農業関係にもございますので、そこは全て当課で所管をして、全て一律で助成させていただきたいというふうに考えております。

**○山田庫司郎委員** そしたら確認させてもらいますが、水産業総務費ということの支出ですけれども、農業者、または畜産関係にもですね、こういう対象者がいれば対応していくということでしょうか。

**○渡部貴聴水産漁港課長** そのとおりでございます。

**○山田庫司郎委員** わかりました。

**○立崎聡一委員長** 他に。

**○松浦敏司委員** ちなみにですね、水産関係が一番

多いのはわかっているのですが、食肉関係、それから農業というふうになってはいますが、おおよその人数というのは把握しているのでしょうか。

**○渡部貴聴水産漁港課長** すみません、ちょっとですね、今実際に受け入れられている全体の人数は持ち合わせてございません。

ただ、全体の人数なのでございますけれども、全体の人数では約260名です。

ただ、その中でですね、今ちょっと手元に農業関係が何人ということまでは持ち合わせございません。

すみません、よろしいですか。

農業は4名となっております。

**○松浦敏司委員** 相当、食肉関係も増えているみたいですね。

私の隣の家にも外国人の人が住む寮にすると、空き家なのでございますけれども、そこを寮にするというようなお話も関係者から言われて、そんなに今増えているんだというようなことで、水産関係ではなく、やはり食肉関係で相当増えているのだなというふうに思っております。

いや、とりあえずわかりました。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

**○石垣直樹委員** 参考までに教えてほしいのですが、コロナによる外国人技能実習生の出入国にかかる経費が増えたというところで、今回3万円というところですが、増えた費用の何割がこの3万円に当たるのですか。

おおよそで構いません。

**○渡部貴聴水産漁港課長** 何割というのはですね、なかなか帰国するときの飛行機の状況とかで変わるので、それはなかなか難しいのでそこまで実は考えてございませんので、3万円というのはあくまでも支援金という認識で考えてございます。

今回についてはですね、入国に対しましては、入国時に今まではですね、そのまま直接千歳空港に一般的には入りまして、そこから各事業所のある網走まで来て、そこで入国時の研修を行っていたのですが、今ちょっと緊急事態で中止していますけれども、レジデンストラックで14日間、東京のホテルにいないといけないのですけれども、そのときに遠隔で研修を行いますので、その費用が大体1人6万円程度かかるということ。

それと、空港から宿泊施設までの交通費というも

のを考えまして、3万円というふうにしてございます。

出国につきましては、出国前のPCR検査費用が必要となりますので、PCR検査もどこでも受けていいというわけではなくて、国によりましては、指定された機関です、出国の72時間前に受けなければならないと規定がございますので、そのあたりを勘案しまして、3万円という支援金を決定してございます。

○立崎聡一委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、ここでお諮りしたいと思います。

議案第13号、令和2年度網走市一般会計補正予算中所管分、観光商工部、農林水産部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

---

○立崎聡一委員長 次に、議案第16号令和2年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 議案資料<sup>1</sup>の11ページ、資料4号の表3、債務負担行為の補正、会計欄の4段目を御覧ください。

能取漁港整備特別会計でございますが、令和3年度から令和5年度分にかかります、能取汚水処理施設維持管理業務委託につきまして、令和2年度中に契約事務を取り進める必要がありますことから、債務負担行為を補正しようとするものでございます。

債務負担行為の限度額につきましては、3年間で683万1,000円でございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようなので、ここでお諮りしたいと思います。

議案第16号令和2年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

---

○立崎聡一委員長 次に、議案第25号網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部改正について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案第25号網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案資料の2冊目の資料12号、117ページを御覧いただきたいと思っております。

改正の趣旨及び内容についてですが、国の補助事業を活用し、麦類の処理施設の集約化や受入体制の強化を図るため、新たな麦類乾燥調製貯蔵施設を整備することに伴い、設置位置の追加と、その他文言について議案資料に記載のとおり、当該条例の所要の改正を行うものです。

この条例の施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明については以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第25号網走市麦類乾燥調製貯蔵施設条例の一部改正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため休憩いたします。

10分。

午後1時54分休憩

午後2時04分再開

---

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係の説明を求めます。

初めに、道路照明設置事業、道路照明LED化事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費が関連しておりますので、併せて説明願います。

○石井公晶都市管理課参事 それでは、議案資料の<sup>1</sup>、54ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁費補正予算、道路照明LED化事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、照明の設置環

境によって、想定していた工事内容に変更が生じたことに伴い、工事費が減少したため、工事費2,100万円を減額補正するものであります。

また、年度内の事業完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものであります。

補正額であります。歳出予算については、補正前の額が4億2,000万円で、補正額が2,100万円の減額、補正後の額が3億9,900万円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算についても記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります。事業費3億9,900万円のうち、1億3,000万円を翌年度に繰り越すものであります。

繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、雪対策事業、ロードヒーティング整備事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

**○立花学都市整備課長** 議案資料<sup>1</sup>の55ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁費補正予算、ロードヒーティング整備事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。緊急自然災害防止対策事業債を活用し、ロードヒーティングの路面及び制御盤の更新整備を行うため、工事費1億300万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

補正額であります。補正前の額が1億円、補正額が1億300万円を追加し、補正後の額が2億300万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳であります。事業費2億300万円のうち、翌年度繰越額は1億300万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては、56ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、道路整備事業、道路ストック修繕事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

**○立花学都市整備課長** 議案資料<sup>1</sup>の57ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、道路ストック修繕事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の第三次補正予算を活用し、道路附属物の安全点検を行うため、委託費700万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。補正額であります。補正前の額が670万円、補正額が700万円を追加し、補正後の額が1,370万円となり、財源内訳及び歳入予算については、記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳であります。事業費1,370万円のうち、翌年度繰越額は700万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○松浦敏司委員** ここで道路附属物とはどんなものなのか、そして今回、安全点検を行うということなのですが、どういった内容なのか伺います。

**○立花学都市整備課長** 道路附属物につきましては、いろんな附属物がございますけれども、今回、点検を行うのは、案内看板の点検を行うものでございます。

これまでに門型標識と言われております、大きな看板を掲げている門型標識、これは山下通りにあるのですけれども、この点検が終了している状況でございます。

照明であるとか、ガードレール、擁壁、もろもろ道路附属物としてございますけれども、その中で、今回案内看板の点検を行うというものでございます。

案内看板につきましては、道路上に非常に大きな

看板が、多い看板が目に見えるかと思うのですけれども、非常に年数も経ってきているということもありまして、点検については全体を点検しておりますけれども、一番には、やはり看板が道路上に落ちてこないかどうかということをメインに点検をするものでございます。

以上です。

○松浦敏司委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中道路整備事業冠水対策事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

○立花学都市整備課長 議案資料<sup>1</sup>の58ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、冠水対策事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。緊急自然災害防止対策事業債を活用し、道路の冠水対策を図るため、設計委託費1,000万円、工事費2,000万円、合計3,000万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

補正額であります。補正前の額が3,500万円、補正額が3,000万円を追加し補正後の額が6,500万円となり、財源内訳及び歳入予算については、記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳であります。事業費6,500万円のうち、翌年度繰越額は3,000万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては、59ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

先ほどの議案もそうなのですが、当初予算からの今回の補正額が約50%と、なかなかの大きい数字なのですが、これは当初予算の積算というか、見積もりが甘かったせいなのか、それとも工事を施工していく上で、工事内容が増えていったのか教えてください。

○立花学都市整備課長 現在、冠水対策事業を進め

ておりますけれども、事業につきましては25年から進めております。

事業費を今回補正した内容につきましては、全体の計画を前倒するというので、当初計画をしていた当初予算については、計画どおり進めてきております。

今回補正する事業費につきましては、さらに計画を進めていくということで、事業の促進を図るための補正でございます。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 今回、3カ所ということなのですが、冠水対策を講じなければならない箇所というのは、全体でどのぐらいあるのでしょうか。

○立花学都市整備課長 冠水対策事業につきましては、平成25年から事業を行っております。

当時、ゲリラ豪雨であるとか、いろいろな冠水の事例が非常に大きく発生したということで、当初から整備を考えていた箇所に加えて、27年、28年にも大きな雨が降ったということで、総数といたしましては、整備予定としては21路線、23カ所がござい

ます。

このうち現在まで20カ所が完成しております、残る3カ所について、最終段階まで来ているという状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、道路整備事業、道路法面改修事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○立花学都市整備課長 議案資料<sup>1</sup>の60ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、道路法面改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。緊急自然災害防止対策事業債を活用し、落石の発生、落石のおそれがある道路の法面の対策を行うため、設計委託費800万円、工事費1億8,900万円、合計1億9,700万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

補正額であります。補正前の額が1億700万

円、補正額が1億9,700万円を追加し、補正後の額が3億400万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳であります、事業費3億400万円のうち、翌年度繰越額は2億5,500万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては、61ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、次に、議案第13号中、橋梁長寿命化修繕事業、橋梁長寿命化修繕事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

**○立花学都市整備課長** 議案資料<sup>1</sup>の62ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、橋梁長寿命化修繕事業の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の第三次補正予算を活用し、橋梁長寿命化の進捗を図るため、調査設計委託費1,500万円、工事費2,700万円、合計4,200万円を追加補正するものでございます。

また、事業の完了が見込めないことから、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

補正額であります、補正額が4,200万円を追加し、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳についても、記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては、63ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので続きまして、議案第13号中、民間住宅建設促進事業、住環境改善補助金について説明を求めます。

**○小原功建築課長** 議案資料2の69ページを御覧願います。

令和2年度一般会計建築総務費住環境改善補助金

の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、本補助金は、住環境の改善を目的とし、市民が住宅の改修を行う場合に、その費用の一部を助成するものであります。

本年度当初予算において、1,800万円を計上しておりましたが、今後も想定を上回る申請が見込まれることから、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途は住環境改善工事費に係る補助金で、金額は300万円を計上するものであります。

補正額であります、補正前の額が1,800万円で、補正額が300万円、補正後の額が2,100万円となり、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○石垣直樹委員** 参考までにお聞きしたいのですが、この申請が大きく上回っているということなのですが、これはコロナによるおうち時間、在宅の時間が伸びたことが影響しての申請が増えていると考えられるのでしょうか。

**○小原功建築課長** 一概にそのコロナによる在宅時間が長くなったからということでは、一部はあるのかもしれませんが、この間、平成28年度よりこの事業を進めてまいりまして、年々その件数が増えてきている状況でございます。

昨年度の実績といたしましては220件ありましたが、現在のところ240数件という状況でございます。

徐々に伸びているという部分では、そのような状況だというふうに考えております。

**○立崎聡一委員長** 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、市営住宅維持修繕事業、市営住宅維持修繕事業について説明を求めます。

**○小原功建築課長** 議案資料<sup>2</sup>の70ページを御覧願います。

令和2年度一般会計住宅管理費補正予算、市営住宅維持修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、本件は、公営住宅の家賃減免に対し国庫補助金の交付が見込まれることから、市営住宅維持修繕事業の財源補正を行うおとするものであります。

当初予算時点では、家賃減免事業が国の交付金事業の対象と認められるか未確定でございましたので、当初予算の歳入財源には、公営住宅の住宅使用料を見込んでいたものであります。

補正前後の額に変更ありませんが、財源内訳につきまして、住宅の使用料が785万7,000円の減となり、国庫補助金が785万7,000円となるものであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第13号中、市営住宅建設事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、あわせて説明願います。

**○小原功建築課長** 議案資料<sup>2</sup>の71ページを御覧願います。

令和2年度一般会計住宅建設費補正予算、市営住宅建設事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。現在、潮見小学校隣接地にて解体工事を進めております。市営住宅潮見団地の建て替え整備について、国の社会資本整備総合交付金が追加配分されたことに伴い、潮見団地建て替えに係る造成工事を実施するため、次の経費を追加補正するものであります。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すするものであります。

経費使途は市営住宅潮見団地整備に係る工事費で、金額は1億7,777万8,000円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が8,500万円で、補正額が1億7,777万8,000円、補正後の額が2億6,277万8,000円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳であります。事業費2億6,277万8,000円のうち、1億7,777万8,000円を翌年度に繰り越すするものであり、繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第13号中、除雪作業車整備事業繰越明許費補正について説明を求めます。

**○石井公晶都市管理課参事** それでは、議案資料<sup>1</sup>の10ページを御覧ください。

資料4号補正予算の概要、2の繰越明許費の補正の表で、上から9段目になります。

令和2年度一般会計道路橋梁費補正予算、除雪作業車整備事業の繰越明許費の設定について御説明いたします。

本件は、同事業において購入いたしました除雪作業車2台のうち、融雪剤散布車6,000リットル級1台に関わる繰越明許費の設定であります。

同作業車の売買契約に関わる相手側から、納入期限の延期について申し出があったことを受け、納入期限が令和2年度から令和3年度に変更となるもので、金額は5,428万5,000円となっております。

なお、納入が遅れた原因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、部品の欠品によって、製造ラインに停滞が生じたため、納入が遅れたことによるものであります。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので続きまして、議案第13号中、市営住宅修繕管理業務委託契約債務負担行為補正について説明を求めます。

**○小原功建築課長** 議案資料<sup>1</sup>の11ページを御覧願います。

3、債務負担行為の補正で、表の一般会計の内容欄、上から三つ目になります。

市営住宅修繕管理業務委託契約に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

内容であります。市営住宅の維持管理業務につきましては、平成30年度より民間事業者と、単年契約により実施してきたところであります。今後、さらなる市民サービスの向上と効率化を図るため、委託期間を3カ年とするもので、3カ年の委託費1,186万5,000円で債務負担行為を設定するものであります。

以上でございます。

**○立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして失礼しました。

○川原田英世委員 ちょっとここでわからないところがあったので確認したいのですが、市営住宅修繕管理業務委託、平成30年以前はどうしていたのでしょうか。

○小原功建築課長 建築課に修繕大工として雇用している方がいらっしゃいましたので、その方に修繕を担っていただいております。

○川原田英世委員 それが委託をするようになったと。

一応聞きますけれども、1年から3年に変更した理由もお伺いします。

○小原功建築課長 複数年度契約により、事業者が年度ごとに変わることへの不安定化の懸念が解消される、また事業者のノウハウ等が蓄積されることにより、さらなる住民サービスが向上されると思慮したものでございます。

○川原田英世委員 内容はよくわかりました。

あともう一点、プロポーザルで決めるということだったのですけれども、このプロポーザルはどういった体制で行うのでしょうか。

○小原功建築課長 プロポーザルにつきましては、現在予定しているのが、今月3月12日に予定しておりますが、委員の構成といたしましては、建設港湾部長を筆頭に、建築課長、都市整備課長、あと住宅管理係長が委員として審査をする予定としていただいております。

○川原田英世委員 プロポーザルなので議論の結果とかも公表されるのだと思いますけれども、プロポーザルの考え方自体はいいのですけれども、内部だけでプロポーザルをやっていると、どうしても市民の目が届かないとか、監修の目が届かないという部分も出てきますので、その点十分に注意しながら進めていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○小原功建築課長 内容につきましては10項目を設定しているところでありますが、この辺につきましても内容につきまして現状の部分の説明等も補足しながら、審査をしてまいりたいというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、港湾管理運営事業、広域連携海外クルーズプロモー

ション事業について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料<sup>1</sup>の64ページを御覧ください。

令和2年度一般会計港湾管理費補正予算、広域連携海外クルーズプロモーション事業の歳出予算の補正について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の執行が見込めないため、クルーズ船誘致のための負担金80万円を減額補正するものであります。

補正額であります。歳出予算について、補正前の額が80万円、補正額が80万円全額を減額補正するもので、財源は全て一般財源となっております。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので続きまして、議案第13号中、港湾整備事業、国直轄港湾整備事業負担金について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○梅津義則港湾課長 議案資料<sup>2</sup>の65ページを御覧ください。

令和2年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金の歳入歳出予算の補正と、繰越明許費の設定について御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。国の国土強靱化対策に伴い、南防波堤改良工事に関わる国直轄港湾整備事業負担金が増額となるため、負担金5,250万円を追加補正するものであります。

また、年度内の事業完了が見込めないことから、負担金の一部を翌年度に繰り越すものであります。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が6,200万円、補正額が5,250万円の追加、補正後の額が1億1,450万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

繰越明許費の内訳についてであります。5,250万円を繰り越すこととし、財源内訳は全額が市債でございます。

施工箇所につきましては、66ページに記載の位置図をご参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 まず工事の内容、どんな工事をするのかということと、それから全体の工事費の何%が網走市の負担なのか、その辺をまず伺います。

○梅津義則港湾課長 工事の内容といたしましては今回は南防波堤の改良工事、具体的にはかさ上げということになっておりまして、強壁工、強発行27メートルを実施するということになっております。

全体事業費は3億5,000万円になっておりまして、そのうちの15%が市の負担ということになりますので、5,250万円ということになってございます。

○松浦敏司委員 よく防波堤やなにかで、壊れたり破損したりすると、現状回復というのがよく言われていて、現状回復ならまた同じことを繰り返すのではないかというお話もあったのですが、なかなかそれができない。

今回は、修繕ということなので、中身は違うのかなと思うのですけれども、これは現状回復とかというものは全く関係のない工事ということによろしいでしょうか。

○梅津義則港湾課長 今回の工事は修繕ということでもございませんで、静穏度の向上のために行っている、計画的に港湾事務所、国のほうで行っていただいている事業ということになってございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第13号中、港湾整備事業、第2ふ頭荷捌地整備事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費が関連しておりますので、併せて説明願います。

○梅津義則港湾課長 令和2年度一般会計港湾建設費補正予算、第2ふ頭荷捌地整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について、御説明をいたします。

補正の理由及び内容であります。国の補正予算を活用し、第2ふ頭荷捌地の整備を行うため、工事請負費1,200万円を追加補正するものであります。

また、年度内の工事完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものであります。

補正額であります。歳出予算は、補正前の額が5,400万円、補正額が1,200万円の追加、補正後の額が6,600万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳についてであります。1,200万円を繰り越すこととし、財源内訳は記載のとおりでございます。

施工箇所につきましては、68ページに記載の位置図を御参照願います。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、ここでお諮りいたします。

議案第13号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

---

○立崎聡一委員長 次に、議案第15号令和2年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料<sup>1</sup>の11ページ、資料4号を御覧ください。

議案第15号令和2年度網走市網走港整備特別会計補正予算について御説明をいたします。

3、債務負担行為の補正の表のうち、会計欄3段目、網走港整備特別会計において、令和3年4月1日からの、履行開始を予定しております3件の事項について、令和2年度中に契約事務等を取り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の設定額は、上屋消防施設点検委託経費契約が15万円、港湾システム保守点検委託契約が22万円、船舶給水業務委託契約が10万円、合計で47万円であります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここでお諮りいたします。

議案第15号令和2年度網走市網走港整備特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

---

○立崎聡一委員長 次に、議案第27号市道路線の廃

止及び認定について説明を求めます。

○**澁谷一志都市管理課長** 議案資料変わりました、議案資料<sup>2</sup>の119ページを御覧ください。

市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

廃止認定する路線は、路線番号190、潮見東公住甲線で、路線延長、敷地幅員等は記載のとおりでございます。

廃止及び認定理由について、位置図で御説明させていただきます。

次のページ、120ページを御覧ください。

位置図の中央部分、三つの市道と潮見小学校に囲まれた市営住宅は、昭和50年から53年にかけて建設された団地で、建て替えに向けた敷地造成に当たり、市道潮見東公住甲線の一部を建設用地として利用するため、当路線を廃止し、起点側の見直しを行った上で、再認定するものであります。

説明は以上でございます。

○**立崎聡一委員長** 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第27号市道路線の廃止及び認定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○**立崎聡一委員長** 再開いたします。

次に、議案第19号令和2年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○**野呂俊広営業経営課長** 議案資料2冊目の99ページ、資料5号を御覧いただきたいと思います。

議案第19号令和2年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和3年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和2年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり、電算処理システム賃貸借保守契約ほか、合計5件でそれぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○**立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第19号令和2年度網走市水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○**立崎聡一委員長** 次に、議案第20号令和2年度網走市簡易水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○**柏木弦上水道課長** 議案第20号令和2年度網走市簡易水道事業会計債務負担行為の補正予算につきまして御説明いたします。

議案資料<sup>2</sup>の100ページ、資料6号を御覧願います。

1、補正の理由でございますが、令和3年4月1日から履行開始が予定される支出項目につきまして、令和2年度中に契約が必要となるため、債務負担行為を定めるものでございます。

2、内容につきましては、水道賠償責任保険加入契約でございまして、限度額は5万4,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○**立崎聡一委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第20号令和2年度網走市簡易水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○**立崎聡一委員長** 次に、議案第21号令和2年度網走市下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

なお、債務負担行為補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○**中村昭彦下水道課長** 議案資料<sup>2</sup>の101ページ、資料7号を御覧願います。

議案第21号令和2年度網走市下水道事業会計補正

予算について御説明いたします。

補正の理由でございますが、当初予算の社会資本整備総合交付金の配分減による、建設改良補助事業の減額補正、及び国の第三次補正予算を活用した建設改良補助事業の追加補正を行うものでございます。

次のページ、102ページを御覧願います。

下段、資本的支出の表中①が、当初予算額から配分で減額となった事業費1億1,012万円でございます。

その隣、②が、また、国の補正予算による増額となった事業費1億9,600万円でございます。差し引き8,588万円の増額となっております。補正後の額につきましては、太枠で囲っています5億8,222万円でございます。

国の第三次補正に伴い増額となった1億9,600万円につきましては、本年度中に事業の完了を見込めないことにより、その全額を翌年に繰り越すものでございます。

なお、地方公営企業会計には企業活動の円滑な実施を図るため、明許繰越制度はなく、年度内に支払い義務が生じなかった建設改良費の翌年度に繰り越しして使用できる予算の弾力的な執行が認められているため、繰越明許費の設定はございません。

また、資本的収支につきましては、企業債及び国庫補助金の補正額の内訳、予算額につきましても、表に記載のとおりでございます。

前のページ、101ページに戻っていただきまして、(3)補填財源につきましては記載のとおり変更するものでございます。

(4)企業債、限度額につきましては、企業債の額が変更したことにより、その限度額も変更しようとするものでございます。

補正前の限度額が2億9,410万円、補正後の限度額が3億3,680万円に変更して、4,270万円企業債限度額を増額しようとするものでございます。

また、減額により事業を中止した箇所については、103ページ、104ページ、増額により実施する箇所については、105ページ、106ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料2の107ページ、資料8号を御覧願います。

議案第21号令和2年度網走市下水道事業会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして御説明いたします。

令和3年度、4月1日から履行開始が予定されております、4件の事項につきまして、令和2年度中に契約事務を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の追加をするものでございます。

債務負担行為の設定の内容及び限度額につきましては、土地賃貸借契約ほか3件、記載のとおりで総額56万5,000円を追加するものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、お諮りいたします。

議案第21号令和2年度網走市下水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替のため暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時03分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、要請について審査いたします。

まず初めに、種苗法の改定に反対する意見書提出についての要請について審査いたします。

この要請は、令和2年12月10日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない、当該案件は審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審されなかった場合、審議未了、廃案すべきものと決定されます。

この要請について、委員皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っております。

○松浦敏司委員 12月議会の中でも意見を述べさせていただきました。

残念ながら種苗法の改正が、法律が通ってしまったということではありますが、しかしこの要請の中で言っていることについては、私は同意できるものですから、できればこれは採択すべきだというふうに考えます。

○立崎聡一委員長 他に。

○澤谷淳子委員 12月2日で、この法律が通りまして、4月からもう施行になるということで、種苗法

の自家増殖が原則禁止のようなことも書いてありますが、それは制限なしでできるというのもこう一般品種については読めましたので、これは不採択でお願いいたします。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 この種苗法に関しては、先ほど澤谷委員もおっしゃっていましたが、国会を通過したばかりということで、不採択と。

○立崎聡一委員長 他に。

それでは、意見のほうが分かれたということで、お諮りしたいと思います。

種苗法の改定に反対する意見書提出の要請については、審議未了、廃案すべきものと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきました。

それでは、続きまして、日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書提出についての要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 この要請について表現の仕方はいろいろ意見があるかと思いますが。

ただここで、タイトルでも言われておりますように、日本国憲法の尊重・擁護という点からして、あと要請事項を読ませていただきましたけれども、ごく憲法のとおり言っているわけで、全く間違いではないというふうに思いますので、私は、これは採択すべきというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他の委員の御意見はいかがでしょうか。

○澤谷淳子委員 ちょっとあんまり、この提出されている団体をあんまりちょっと私も存じ上げなかったのですが、日本国憲法の尊重・擁護というのは、本当に大変そのとおりなのですが、公明党も加憲とか改憲というのはやっておりますし、遵守だけしてということが書いてあるのですが、一応不採択でお願いいたします。

理由としては、「憲法の改悪に反対を表明し」と、改悪というふうに書いてあるんですが、改悪というふうには思っていなかったので反対いたします。

○立崎聡一委員長 他の委員の御意見はいかがでしょうか。

○石垣直樹委員 書かれていることがちょっと奇天

烈過ぎて、私には全く理解できません。

不採択です。

○小田部照委員 私もこの内容には同意できませんので、不採択でよろしいかと思います。

○栗田政男委員 書かれていることは非常にもっともなことなのですよ。

憲法に定められた思想・良心の自由、信教の自由・政教分離の原則を厳守するとか、全く基本中の基本なので、非常に理解はできるのですが、私の思想的なものとは全く真逆なので、申し訳ないですが、自分の意思に反して賛成するわけにいかないので、ただ継続で審議するような余裕はあるということで申し上げます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りしたいと思います。

日本国憲法の尊重・擁護に関する意見書の提出についての要請については、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査をするということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきました。

続きまして、米の受給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書提出についての要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 米については、網走市内では基本的に作っている農家はおりません。

ただ、ここで言われているのは、やはり新型コロナによって大きな影響を受けていると。

米農家についても、そういう影響が出ているということで、要望事項として三つ挙げられていると。

過剰米を国が緊急に買い入れし、過大な生産調整を回避すること。

二つ目に、ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減してほしいと。

それから、過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用するというようなことでありまして、これはある意味、もっともなことだというふうに私は理解しますので、これはぜひ採択してほしいと思います。

○立崎聡一委員長 他の委員のご意見はいかがでしょうか。

○澤谷淳子委員 確かなのは、コロナの影響で業務

用のお米も全然消費されないというのも本当にもっともだと思って、書かれていることはそうなのですが、それとはまたほかにも全体にもいろいろな影響もありますので、もう少しちょっと見ていきたいと思うので、継続でお願いいたします。

○立崎聡一委員長 他の委員の意見はいかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 お2人から意見がありましたけれども、私もですね、ぜひコロナによって今、米がですね、非常に大変な状況になっているということを含めて、来年はまた米作からですね、違うほうに転換のような話も出ているようです。

松浦委員からあったように、確かにここの網走は、米ということは直接関係ないのかもしれませんが、やはり自給率の関係含めてですね、米をやっぱりきちんと守るという視点と、ミニマムアクセス米の関係、ここに触れていますけれども、これもやはり、輸入を減らしていくということも含めてですね、考えていくべきだというふうに思いますので、私は、やっぱりコロナが今こういう状況の中で、来年度も、もう早くからやっぱりこれが影響してくる可能性があると思いますから、継続で回している時間は私はないというふうに思いますので、ぜひ今回の中で採択してですね、国に意見書を出していくという方向で、私からはお願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 米の問題というのは、我々の主たる食料の部分なので、非常に大事な部分だと思っています。

書かれていることはもっともだと思います。

ただ、輸入米に関しては買わされているという、これはいろんな政策の中の話なので、当時日本は、必要なのは輸入して賄おうという方向性を持っていたように、私は思っていました。

その最たるものが減反政策であり、いろんな税金を使って米を作るなど。

僕は本当に悪法だったなというふうに思っていますけれども、そういう政策が過去にもありました。

こと北海道に関して言うと、網走は今米がないという話でしたが、十分にできる要素はございますし、以前は作っていました。

網走市でもたくさんのお米があり、貴重な主食として供給された実績があります。

また、岩見沢のほうでは、直販型農業が拡大しつつあります。

これは本当に可能性を秘めた非常に大事な部分なので、僕はこの部分、まだまだ議論をして、しっかりと私たち北海道に住む人間として、これからの農業を考える上、また、コロナ禍の話もありましたが、コロナによって、ある面鎖国も余儀なくされている部分も多々あります。

そういうことも含めて考えると、やはり私たちの日本で食糧を作るということは、絶対推進しなければならぬ大切な問題なので僕は継続の上、みんなでこれを真剣に考えながら議論を詰めた上で、採択という方向がいいのではないかなというふうに思います。

○小田部照委員 私もこの内容を一部であります、賛同する部分は多々あるのですが、日本も海外に物を売って成り立っているというような現状、世界情勢のバランスを考えてもですね、今、この件を拙速に判断すべきではないと私は考えます。

ぜひ継続して、国の動向を注視しながら審議していきたいと考えております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りしたいと思います。

米の受給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書提出についての要請については、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とするということによりよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定させていただきました。

以上で、本日の委員会は終了いたします。

御苦労さまでした。

午後3時21分閉会